
平成21年 第6回 12月（定例）中間市議会会議録（第2日）

平成21年12月2日（水曜日）

議事日程（第2号）

平成21年12月2日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 第46号議案 平成21年度中間市一般会計補正予算（第5号）

日程第 3 第47号議案 平成21年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）

日程第 4 第48号議案 平成21年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第 5 第49号議案 平成21年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第 6 第50号議案 平成21年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第 7 第51号議案 平成21年度中間市水道事業会計補正予算（第2号）

（日程第2～日程第7 質疑・委員会付託）

日程第 8 第52号議案 中間市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 9 第54号議案 中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

（日程第8～日程第9 質疑・討論・採決）

日程第10 第55号議案 中間市市税条例の一部を改正する条例

日程第11 第56号議案 中間市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

（日程第10～日程第11 質疑・委員会付託）

日程第12 第57号議案 公の施設の指定管理者の指定について

（日程第12 質疑・委員会付託）

日程第13 第58号議案 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について

日程第14 第59号議案 福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

日程第15 第60号議案 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方
公共団体の数の減少について

(日程第13～日程第15 質疑・討論・採決)

日程第16 第61号議案 遠賀・中間地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変
更及び遠賀・中間地域広域行政事務組合規約の変更につ
いて

日程第17 第62号議案 遠賀・中間地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変
更に伴う財産処分について

(日程第16～日程第17 質疑・討論・採決)

日程第18 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (18名)

1番 中家多恵子君	2番 藤本 利彦君
3番 安田 明美君	4番 植本 種實君
5番 宮下 寛君	6番 青木 孝子君
7番 原田 隆博君	8番 井上 太一君
9番 掛田るみ子君	10番 草場 満彦君
11番 中尾 淳子君	12番 古野 嘉久君
13番 上村 武郎君	14番 井上 久雄君
15番 山本 慎悟君	16番 堀田 英雄君
17番 片岡 誠二君	18番 下川 俊秀君

欠席議員 (1名)

19番 米満 一彦君

欠 員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	松下 俊男君	副市長	小南 哲雄君
教育長	吉田 孝君	総務部長	中野 諭君
市民部長	小島 一行君	保健福祉部長	藤井 紀生君
福祉事務所長	溝口 悟君	建設産業部長	野上 忠良君

教育部長	中村信一郎君	上下水道局長	佐藤 満洋君
市立病院事務長	行徳 幸弘君	消防長	一田 健二君
総務課長	白尾 啓介君	経営企画課長	松尾 壮吾君
財政課長	高橋 洋君	契約課長	五十田信行君
環境保全課長	赤木 良一君	保護課長	田中 久光君
介護保険課長	山本 信弘君	健康増進課長	中尾三千雄君
都市整備課長	中嶋伊佐雄君	産業振興課長	今井 秀明君
教育総務課長	一田 和彦君	学校教育課長	深見 卓矢君
生涯学習課長	山崎 淳子君	営業課長	有川 善博君
下水道課長	永野 博之君		

事務局出席職員職氏名

局長 植木 建一君	次長 小田 清人君
書記 岡 和訓君	書記 江上真由美君

一 舟支 質 問 (平成21年第6回中間市議会定例会)

平成21年12月2日

NO. 1

質問者	質問事項・要旨	指定答弁者
植本種實	<p>新型インフルエンザ対策について 新型インフルエンザが流行しています。今後も患者の増加が予想されますが、どのような対策を考えられていますか。</p> <p>学校給食について 底井野小学校で、給食の調理業務等が民間委託されて半年以上になります。現状と今後の方針をお尋ねします。また、他の小学校についてはどのようにお考えですか。 さらに、市長の「私の約束」には「中学校の給食実施を検討します」とありますが、今後の計画はどのようにになっていますか。</p> <p>市職員の名札着用について 勤務時間中に名札を付けていない職員が見受けられるとの市民の声がありますが、名札着用の周知はどのようにされていますか。また、名札は大きく分かりやすいものにするべきだとの声がありますが、市長はどのようにお考えですか。</p>	市長 教育長
中尾淳子	<p>小中学校への学習支援ティーチャーの配置について 次代を担う子ども達のために、教育環境の充実に取り組むことが大変重要だと考えます。そのためには、小中学校に学習支援ティーチャー（非常勤講師）を配置し、複数講師によるチームティーチングを通しての学力の向上を目指すことが必要だと思います。この施策により、子ども達へのきめ細かな学習指導、生活指導ができ、学力の向上が期待できると思います。教育長の見解を求めます。</p> <p>小中学校への聴講生制度の導入について 聴講生制度は、従来、大学などの高等教育機関が、独自に行っていたものが多く、自治体が主体となって行っているところは少ないので現状ですが、高齢者や再教育を受けたい人などに生涯学習の機会を提供し、また、開かれた学校づくりを目指すうえで、利点も多いのではないかと思います。さらに教師以外の大人が教室にいることにより、生徒の授業中の学習態度が落ち着き、効果的な学習環境を提供するとともに、教師の授業力向上も期待されます。聴講生制度の導入について教育長の見解を伺います。</p>	教育長
安田明美	<p>中間市高齢者総合保健福祉計画について 平成12年の介護保険制度の施行後、3年を1期として高齢者総合保健福祉計画を策定し、これに基づき高齢者の保健福祉関連施策が実施されていると思います。この中の介護保険事業計画についてお尋ねします。</p> <p>①介護老人福祉施設では、「入所待機者は多く」とあります。実態として、どれくらいの待機者がいるのですか。</p> <p>②共同生活介護、小規模多機能型もあるとは思いますが、三ヵ年で30床の計画では、施設は充足しないのではありませんか。</p> <p>地域包括支援センターについて 平成18年4月から介護保険法で定められた地域包括支援センターが設置され、地域住民の保健、福祉、医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメント等を総合的に行う機関として、総合相談（ワンストップサービス）を実施されてきましたが、地域包括ケア体制の構築のためには、中学校区毎に日常生活圏域設定を行ない、業務の充実を図るべきではありませんか。</p>	市長

— 舟支 質問 — (平成21年第6回中間市議会定例会)

平成21年12月2日

NO. 2

質問者	質問事項・要旨	指定答弁者
草場 満彦	<p>市庁舎移転の考え方について</p> <p>中間市の本庁舎は、昭和43年に建設されて、既に40年が経過しています。その間、市庁舎のある中間地区は残念ながら商店街を中心として、閉店が相次ぎ活気を失っているのが現状です。一方、蓮花寺地区には、昭和53年のダイエー中間店を皮切りとして、各種店舗が出店し、さらには中央公民館やなかまハーモニーホールなど公共施設も集積するなど市の中心として発展を遂げています。</p> <p>現在、全国的には、無秩序に広がる都市郊外化を抑制するとともに、高齢者も歩いて暮らす、安全で環境にやさしい効率的なまちづくりを進めるために、コンパクトシティという考え方を見直されています。このことからも既に都市機能の大部分が集積しており、交通の利便性も良い御館通谷線沿いに市庁舎を移転し、JR中間駅前を中間市の顔としていくことについて市長の見解を伺います。</p>	市長
青木 孝子	<p>国民健康保険の一部負担金の減免について</p> <p>深刻化する経済危機のもとで売上げ不振や業績の悪化などで国保税の滞納が増えています。一方、保険税は何とか払ってきたが、病気になったときに窓口での支払いが困難なために受診をあきらめるケースも生まれています。医療費の窓口減免は、生活困難者の医療を確保するうえで重要な役割を果たします。一部負担金の減免の運用を図るべきではありませんか。</p>	市長
	<p>若者の引きこもり対策について</p> <p>若者の引きこもりが社会問題になっていますが、本市での若者の引きこもりの実態とその施策について伺います。</p>	
	<p>全国いっせい学力テストについて</p> <p>1964年以来、43年間も中断していた全国いっせい学力テストが2007年度から復活しました。しかし、全国いっせい学力テストは競争の弊害が激化し、多くの教師や保護者、学者が反対するなか、来年の全国いっせい学力テストは、現行の全員調査から40%の抽出調査への変更が打ち出されました。</p> <p>全国いっせい学力テストを実施すると、学校の序列化を招き、子どもと先生をますます競争と点数主義に追いやっていくことになるのではないかと危惧されますが、教育長の所見を伺います。</p>	教育長
宮下 寛	<p>入札制度の改善について</p> <p>試行的に行なうとした条件付一般競争入札について、何件実施され、その評価はどうであったのか、また一般競争入札は他自治体では既に実施されている。中間市においても速やかに実施すべきではないか、市長に伺いたい。</p> <p>太陽光パネル設置への助成措置について</p> <p>地球温暖化に対する対策は、喫緊の課題となっており、地球規模で取り組まれている。日本においても新政権の下で、かつてない規模で取り組まれようとしていることは、周知のことである。国は、一般家庭の太陽光パネル設置時に補助制度を設けている。中間市においても、温暖化対策・環境対策の一環として補助制度を設けてはどうか。また、この工事は、市内の中小業者でも取り付けられるものであり業者の活性化にもつながると思われる。市の積極的な助成制度は、市民の願いや市内の中小業者を元気づけるとともに、国の大事業にも貢献する一石三鳥にもなるが市長の見解を伺いたい。</p>	市長

一 質 問 会 (平成 21 年第 6 回中間市議会定例会)

平成 21 年 1 月 2 日

NO. 3

質問者	質問事項・要旨	指定答弁者
掛田るみ子	<p>生活保護行政について</p> <p>昨年来の経済不況は、物価の下落が経済の停滞を招くデフレが深刻化を増しています。企業の業績悪化等による失業者など、生活困難者の最後のよりどころが、保護課の窓口であり、相談者の更なる増加が予測されます。生活保護は、市民生活を支えるセーフティネットとしての重要な役目を担っており、憲法や生活保護法に基づいた適正な運用が望まれるところです。そこで、本市の生活保護行政について伺います。</p> <p>行財政集中改革プランの「扶助費の抑制」の枠組みの中で「生活保護の適正受給」という項目がありますが、「適正受給」の趣旨はどういうものなのか、また、平成 17 年度に集中改革プランが策定されているが、この間、本市の保護行政の中で、どのような取り組みがなされてきたのかお伺いします。</p>	市長
中家多恵子	<p>情報公開と市民参加のまちづくりについて</p> <p>中間市附属機関等の設置及び運営基準に関する要綱が平成 18 年 4 月から施行されています。審議会は、地方自治法第 202 条で定められ、市長が方針を決定する際の判断材料を提供する極めて重要な機関です。各審議会、協議会のあり方について質問いたします。</p> <p>①中間市の審議会等はどれくらい設置されているのでしょうか。 ②公募委員が入る委員会はいくつありますか。 ③年間の審議会等に係る報酬などの合計はどのくらいでしょうか。 ④中間市では女性の委員の登用を概ね 40 % としておられるが、市での現状をお聞かせください。 ⑤市議会議員は、法令に定める場合を除き、原則として選任しないものとしているが現状をお聞かせください。 ⑥審議会等の運営は、透明性が高く、開かれた運営を目指し、公開や情報提供に努めなければならないが、会議の公開についての状況をお聞かせください。</p>	市長
	<p>「不適切な組合活動」の新聞報道について</p> <p>総務省による「職員団体・労働組合に係る職務専念義務の免除等に関する調査」が行われました。調査結果は県内「13 市町で不適切な組合活動」があつてはいると 6 月県議会で明らかになりました。麻生知事はその理由について「当局、職員団体ともに違法性の認識が薄い。当局に是正の強い姿勢が欠けていることも原因」と新聞報道がありました。私もその後独自で指摘された自治体の調査をしました。中間市の今後の対応についてお伺いします。</p>	

議案の委員会付託表

平成21年12月2日

第6回中間市議会定例会

議案番号	件名	付託委員会
第46号議案	平成21年度中間市一般会計補正予算（第5号）	別表1
第47号議案	平成21年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）	保健福祉
第48号議案	平成21年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	建設上下水道
第49号議案	平成21年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	保健福祉
第50号議案	平成21年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	保健福祉
第51号議案	平成21年度中間市水道事業会計補正予算（第2号）	建設上下水道
第55号議案	中間市市税条例の一部を改正する条例	市民文教
第56号議案	中間市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	保健福祉
第57号議案	公の施設の指定管理者の指定について	市民文教

別表 1

平成21年度中間市一般会計補正予算（第5号）

条	付託事項	付託委員会
第1条	第1表 歳入歳出予算補正	各委員会
第2条	第2表 債務負担行為補正	総務
第3条	第3表 地方債補正	総務

歳入

款別	款別	付託委員会
全款	各所管に係るもの	各委員会

歳出

別	款名	項目別	付託委員会
1	議会費	全項	総務
2	総務費	全項（1項8目は建設上下水道、1項10目と2項2目の一部は市民文教）	総務
3	民生費	全項（1項4目、2項1目、2項3目、3項1目の一部と1項1目、2項4目は総務）	保健福祉
4	衛生費	全項（1項1目は総務、1項2目は保健福祉、1項3目は建設上下水道）	市民文教
6	農林水産費	全項（1項2目は総務）	建設上下水道
7	商工費	全項（1項1目は総務）	〃
8	土木費	全項（1項1目、4項1目、4項3目は総務）	〃
9	消防費	全項	総務
10	教育費	全項（1項2目、3目、4目、2項3目、4項1目は総務）	市民文教

午前10時00分開議

○議長（井上 太一君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますのでご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 一般質問

○議長（井上 太一君）

これより日程第1、一般質問に入ります。あらかじめ通告がありました順に従い、これより一般質問を許します。まず、植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

おはようございます。私は中間クラブの植本種實でございます。通告によりまして一般質問をさせていただきます。

まず、新型インフルエンザ対策についてお尋ねいたします。

新型インフルエンザが流行っています。これから本格的な冬に向かい患者さんの増加が予想されますが、当中間市の現状と対策をお尋ねいたします。

次に、学校給食についてお尋ねします。

底井野小学校で給食の調理業務等が民間委託されて半年以上になります。現状と今後の方針をお尋ねします。

また、他の小学校については、どのような工程に考えられておるかをお尋ねいたします。

さらに、市長は選挙パンフレットの「私の約束」には、「中学校の給食実施を検討します」とありますが、今後の計画はどのようになっていますかお尋ねいたします。中学校の完全給食を求める市民の方の声は多いと私は認識いたしております。

最後に、市職員の名札着用についてお尋ねします。

勤務中に名札をつけてない職員が見受けられるとの市民の声があります。名札着用の周知徹底はどのようになっていますか、お尋ねいたします。

また、名札は大きくわかりやすい物をわかりやすいところにつけるべきだとの声もありますが、市長はどのようにお考えですか。

以上の見解を伺います。

以上をもちまして、私の第1回目の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

新型インフルエンザ対策についてお答えをいたします。

新型インフルエンザ対策は、メディアでも連日のように報道されておりますが、全世界で流行が続いている、国内でも同様であり、感染症の中でも、最重要課題となっております。

福岡県内の流行状況は、県内198医療機関を対象にした定点調査では、本年11月9日から11月15日までの1医療機関当たりの平均患者報告数が46.51人となり、流行発生警報の30人を超えている状況でございます。

当市では、本年8月下旬に施設で集団発生が起り始め、10月中旬から市内小中学校での集団発生による学年、学級閉鎖を実施しており、現在までこの状況が続いております。

国、県からの通知をもとに当市の対応といたしましては、新型インフルエンザ対策室を設置し、各課の市民への取り組みについて情報交換に努めるとともに市民への相談窓口の設置及び周知を行っております。

また、広報、ホームページ、パンフレット等で市民への啓発活動、緊急配付用のマスクの備蓄を行っております。

さらに、学年、学級閉鎖についてはホームページで随時最新情報を掲載いたしております。

以上が主な取り組みであります。

新型インフルエンザワクチン接種について、国は当面確保できるワクチンの量に限りがあり、供給も順次行われていく見通しであることから、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと及び、そのために必要な医療を確保することを目的に新型インフルエンザ患者から感染するリスクの高い医療従事者を初めとし、妊婦、基礎疾患有するもの等、接種優先順位を定め、順次接種を開始しているところでございます。

市民の感染拡大防止のため、引き続き、関係機関と連携をとりながら今後も感染拡大予防を推進してまいります。

次に、市職員の名札着用についてお答えをいたします。

名札の着用につきましては、公務の能率的な運営の確保の一手段として義務づけているところでございます。公務に携わる職員の氏名を明らかにすることで職員の自覚や服務規律の確保を図るとともに、市民との信頼関係の増進、行政組織内の連携の強化、職員間の協調等が図られるものと考え、これによってより質の高い市民サービスの提供や市民の利便性の向上につながるものと認識しております。

名札着用の周知についてのご質問ですが、職員の名札につきましては従来から正規職員、臨時職員を問わず全職員が着用するように周知してきているところでございますが、今後、同様の指摘を受けることのないように、全職員に対しまして着用の徹底に努めてまいりたいと考えております。

また、名札は大きくわかりやすい物にするべきというご質問でございますが、現在の名札につきましては規格品のサイズのものを使用いたしております。相応の効果が得られて

いるものと考えておりますが、文字を大きくするなどいたしまして、さらにわかりやすいものになるよう工夫してまいる所存でございます。

学校給食についてのご質問につきましては、教育長のほうからお答えをいたします。

○議長（井上 太一君）

吉田教育長。

○教育長（吉田 孝君）

次に、学校給食についてお答えいたします。

まず、給食調理等業務民間委託の現状と今後の方針でございますが、本年4月から底井野小学校をモデル校として給食調理等の民間委託を実施しております。

実施当初は、調理器具等の配置になれておらず戸惑いもあったようですが、それもほどなくなれ、現在は支障なく児童に給食を提供しております。

また、民間委託に伴い、給食提供に対して保護者への理解を図るために、本年4月から学校長、学校栄養職員、PTA代表、受託事業者の代表及び現場調理員、そして教育委員会とで構成する底井野小学校給食連絡協議会を設置しております。この協議会は、毎月1回程度開催し、調理方法、衛生関係、人的配置、学校行事等の連携などを議題として協議を行い相互理解を深めております。

また、先月の11月4日に底井野小学校の給食を評価するため、学校給食モデル事業評価委員会を設置しております。この委員会の構成ですが、底井野小学校PTA代表、学校医、学校評議員、宗像・遠賀保健福祉環境事務所保健衛生課技術主査、市議会議員、市職員組合代表、現業評議会代表、行政代表の8名となっております。

協議する内容については、給食の完成度について、衛生関係について、学校行事との連携について、従事者の安全についての4項目について審議をしていただき、来年の3月までに結論を出していただくことといたしております。

また、他の小学校につきましては、現在、民間委託について検証を行っておりますことから、その結論を待って今後の方向性について整理してまいりたいと考えております。

次に、中学校給食実施の検討については、市長公約でありますことから、教育委員会といたしましては来年度に委員会を設置して検討してまいりたいと考えております。その設置時期、検討内容につきましては、今後、市長と十分に協議してまいりたいと考えております。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

新型インフルエンザについて、まず質問させていただきます。

本年度予算で2,500万円ほど補助金が上がってますが、それはどのように使われるのですか。

○議長（井上 太一君）

藤井保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤井 紀生君）

低所得者の新型インフルエンザの予防接種の費用として使用されます。

以上です。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

それは何人分ぐらいですか。

そして、お年寄りとか妊婦の方とか、そういう方、それから高齢者の方、独居の方に対してはどのような対策を持たれてますか。

○議長（井上 太一君）

藤井保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤井 紀生君）

先ほどの2,500万円でございますが、対象者の1回接種者約3,200人おられます。それが1,150万円、それから2回接種者の方が2,200人、これが1,350万円で2,500万円程度が必要です。

それから、まだ優先順位が決まってないのが小学校、高校生、高齢者ですが、これは決定次第通知するということで、まだ順位が決まっておりません。今のところは、12月16日から小学校4年生、6年生、それから1歳未満児の保護者ということで決まっております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

小学生の高学年の方には補助がないということですか。

○議長（井上 太一君）

中尾健康増進課長。

○健康増進課長（中尾三千雄君）

補助がないと言うよりも、非課税世帯の小学生については補助はあります。無料で受けられるということです。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

はい、わかりました。それで、インフルエンザ対策室を設けて対策を練ってるんだとい

うことですけども、インフルエンザ対策室があるという認識はまだよくわかつてない。市民の方に周知されていないと思います。それをよく宣伝してください。知らせてください。

それと、市民が感染した場合、受け入れ病院というのはもう決まってるんですか。

○議長（井上 太一君）

中尾健康増進課長。

○健康増進課長（中尾三千雄君）

これについては、各医療機関で今受けられます。重症の分については、主治医の先生が判断するわけで、そこらあたりは県が指定の部分がございますので、そこに入っていたいだくということになると思います。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

それで、感染予防としてアルコール消毒とかマスクの使用を徹底してはどうかと思うんですけども、そして本庁にもアルコールの手洗いがありますけども、あんまり活用されてないと思いますけど、その辺はどういうふうに思われますか。

○議長（井上 太一君）

中野総務部長。

○総務部長（中野 諭君）

各公共施設にも消毒用のアルコールを置いております。

ただ、ここまで来庁者の方、切羽詰まってないといいますか、減り方がそう激しくないようありますので、消毒の仕方も同時にそこに書いてありますけれども、今後、もう少し工夫をしていきたいと思っております。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

インフルエンザについては、取り越し苦労になるぐらいの予防をしてほしいなあと私は思っています。

次に、学校給食についてお尋ねいたします。

底井野小学校で半年間過ぎたんですけど、今までそれは予想どおりに動いてますか、想定どおりに動いてますか、今の時点で。

○議長（井上 太一君）

中村教育部長。

○教育部長（中村信一郎君）

お答えいたします。

答弁書の中でも述べましたとおりに、今のところ、事故というものはあっておりません。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

来年の3月に評価委員会を開いて、その結果を見てということですけども、結果がよかつた場合、そのときの作業スケジュールはどういうふうになってるんですか。

○議長（井上 太一君）

中村教育部長。

○教育部長（中村信一郎君）

お答えします。

今のところ、結果がよかつたと、悪かったというのは評価委員会で今議論をしておりますので、その結果を見て、今後どういうふうにするかを決定していきたいというふうに考えております。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

私は、残りの小学校についても民間委託のスピードを上げていくべきだという意見を持っているし、またそうしたほうがいいんじゃないかと思いますけども、どのようにお考えですか。

○議長（井上 太一君）

中村教育部長。

○教育部長（中村信一郎君）

そういう意見があることを認識しております——ということでございます。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

次に、中学校の給食についてですけども、中学校の給食については反対の意見があるということも私は十分認識しておりますが、生徒の現状を見ると、特に朝食抜きの生徒が多いということを考えると、完全給食はもうやむを得ないんじゃないかなというふうに思います。

それで、手づくり弁当の日やいろんな制度を設けて、急速に中学校の給食を完全給食を実現してほしいという意見がありますけども、市長はどのように思われますか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

これ私のマニフェストにも検討するという、実施するということではなくて、検討するという表現をいたしております。これはまず中学校の学校給食がいいのかどうなのか、それから検討していただきたいなあと、そんな思いでございます。

これ母親の愛情表現というのが一つの弁当ということを考えておりますんで、愛情こもった弁当を本来詰めていただきたいなというその思いが強うございまして、しかしながら、今言わされましたように家庭のほうにも私どもは本当にお願いせないかんという部分もございまして、朝食抜き、また弁当等もお金を渡すだけという方が多いというお話を聞いておりますんで、そういうことも含めながら、先ほど申しましたように時期が来れば検討させていただきたいなと、そんなふうに思っております。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

中学生の生徒さんの食生活というか、そういうのをアンケートというか、現状を調べる気持ちはありませんか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

そういうことも含めて、学校給食について検討していきたいと思っております。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

これも市民の方の声ですけども、「早くしてくれ」という声があることをお伝えしておきます。

次に、名札についてお尋ねいたします。

服務規程として、名札をつけるということが書かれているのですか。

○議長（井上 太一君）

白尾総務課長。

○総務課長（白尾 啓介君）

服務規程の中には特に名札の着用とは書いてございませんけども、当然の職員のマナーといったしまして、名札の着用というのは全職員に周知しているところでございまして、ほとんど全職員が着用しているものと認識しております。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

それが少し緩んでいるという認識があると思いますけど、いかがお考えですか。

○議長（井上 太一君）

中野総務部長。

○総務部長（中野 諭君）

名札の着用につきましては、毎朝の各課の朝礼等で必ず点検するようにという周知はしておりますけども、上着を脱いだり、あるいは出張とか、そういうことで外している場合もあることは考えております。

しかしながら、基本的にはほぼ大体の職員が名札を着用しているという認識には立っております。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

本庁では大体ついているように私も思うんですけども、他の施設や出先機関では着用することが徹底されてないよう思います。

それとまた、他の指定管理者施設とか、それとまた、ついていることつけてないところがありますけども、市民から見れば市の職員さんであるのは全員同じだからほかの施設も全員着用すべきだという意見がありますけど、どのようにお考えですか。

○議長（井上 太一君）

中野総務部長。

○総務部長（中野 諭君）

当然、お客様——市民の方とお話をする場合には当然自分の名前を表示してやることが服務の基本だと思いますので、今後、各出先機関等においても徹底するように周知をしたいと思ってます。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

他の出先機関も徹底することですね。はい、ありがとうございます。

それともう一つ、細かいようですけども、名札を首から下げて、上着の下に隠れて名前が見えないということがあります。そして、職員さんもまた邪魔なんでしょうけども、ポケットに入れてるという人も見受けられます。

また、今の名札が名刺ぐらいの大きさで名前が見えにくいということが市民が言われています。

そこで、はがきぐらいの大きさで植本なら植本、松下なら松下と平仮名で簡単に書いて、胸に着用しなさいという意見がありますが、どのようにお考えですか。

○議長（井上 太一君）

中野総務部長。

○総務部長（中野 諭君）

名札を大きくするということも一つの考え方だと思いますけれども、ただし特に窓口を担当する職員ですね、そういった職員につきましては非常に危険な場合がございます、大きくなると。

と申しますのは、子どもさん、小さな子どもさんを抱っこされて来られたときに、ちょうどその子どもさんとの目の高さがあうとか、目の高さと名札の位置が同じレベルになるとか、あるいは職員がかわりに、そのお母さん、もしくは保護者の方が抱いてるときにかわって抱いてあげることもあります。そういうことから余り極端に大きな物については今のところ考えておりませんが、ただ名札が裏返したりしますので両面に印刷するとか、それから文字を大きくするというのは今後検討したいと思っています。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

私が、このような意見を言われる市民の方は、ま、70歳くらいの男性なんですけども、話してると、この人は中間市をもう愛してやまないと、それと同時に中間市を本当に頼りにしてるというふうに言われます。

この人が言われるのは、名札を堂々と胸に大きく書くのは職員としての誇りと義務を高らかに上げているんだということです。名札を隠してこそこそするような職員は要らないというふうに言われてます。

市長は、中間市に元気な風が吹くようにということを、どうしたら、そしてどうしたいんだということをもっと職員とか中間市民に語りかけるべきだと私は思います。最低でも月1回に館内放送などを使って全職員に語りかけてはどうかと思いますけど、元気な中間市をつくるためにどうすべきかということを語りかけるべきだだと思いますけども、いかがお考えですか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

私どもは、毎週月曜日に庁議、部長さんを集めて庁議をやっております。会議やっております。その中で、私の思い等々は十分伝えて、それを受けまして、先ほど言いました朝礼も含めまして職員に周知徹底するようお願いしているところでございます。

私の意思っていうのは十分職員には伝わっていると、そのように思っておりますが、今言われますように、職員に話しかけるという場面を持ってもいいのかなあという思いはございます。これまた検討させていただきますけどもが、今言うように、私ども職員は別に名札を隠してこそこそという、そういうふうなことではない。本当に皆さん一生懸命頑張っていただいております。

そういう意味で、名札を大きく、名前を大きくしたり、今、ロゴが入っておりまして、それを除けて名前だけを大きく表示せよと。それと、部長が言いましたように、裏にもひっくり返ってもわかるようにやれというその話はさせていただいております。

それと、胸のほうにするときに、ちょっと私どもも何か書類を、何かしたりするときに本当に邪魔になりまして、だからちょっと職員が今首から下げるという部分があるんですが、市民の皆さん方にわかりやすいように大きな物にかえていこうと。それと、私の思い自身は周知するシステムは今のところちゃんとつくっておりますので。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

いろいろご答弁ありがとうございました。

庁議などがあるんだと言っているんですけども、直接市長の声を聞きたいという、はつきり言ったら若い職員さんの声も聞きます。中間市が元気な風が吹くように一生懸命頑張ってください。

一般質問、終わります。

.....

○議長（井上 太一君）

次に、中尾淳子さん。

○議員（11番 中尾 淳子君）

公明党の中尾でございます。通告に従いまして、小中学校への学習支援ティーチャーの配置についてと、聴講生制度の導入について一般質問をさせていただきます。

初めに、小中学校への学習支援ティーチャーの配置についてお尋ねいたします。学習支援ティーチャーとは、基礎学力の向上ときめ細かな学習指導を行うため、複数の先生が協力して子どもたちそれぞれに応じた学習指導を行う体制です。

学校の授業が理解できなかつたり、授業のスピードについていけなかつたりすることは、子どもたちにとっては大変苦痛を感じることです。例えば、算数の割り算にしても、九九を思い出せなかつたり、正確に暗記していなければ正しい解答は得られません。授業の中で、そのような小さなつまずきに気づき学習をサポートしてくれるもう一人の教師が存在していることは、よりきめ細かな学習指導ができるため、子どもたちの可能性を引き出し、基礎学力の一層の向上につながっていくのではないかと思います。

授業や部活動の中で、教師をサポートするための学生ボランティアや、また保護者や住民を指導員として授業に招くゲストティーチャーなど地域ぐるみの教育を体現する取り組みが我が市でも広がりつつあることも伺っております。

教育環境の整備とともに、子どもたちを立派な「21世紀の宝」として育てていく責任が私どもにはあると思います。教育を何よりも大事にする中間市を目指し、きめ細かな学

習指導をサポートする学習支援ティーチャーの配置について教育長の見解を伺います。

次に、聴講生制度の導入について伺います。

聴講生制度とは、小中学校の授業に大人が参加し、子どもたちと一緒に机を並べてともに学ぶことができる制度です。

従来、大学などの高等教育機関が独自に行っていたものが多く、自治体が主体となって行っているところは少ないので現状ですが、高齢者や再教育を受けたい人などに教育の場を提供することが目的です。

開かれた学校づくりを目指す上で利点も多いのではないかと思います。全国で初めてこの制度を実施した愛知県扶桑町ではいじめ防止対策の一つとして大きな効果を上げているそうです。全国で二番目にこの制度を取り入れました福岡県那珂川町では、聴講生最高齢の88歳のおじいちゃんが中学校で英語を現在学んでいるそうです。今から英語を覚えて、世界へ雄飛すると言われているそうです。

また、別のあるおじいちゃんは小学生だったころ戦時中だったので、そのとき学べなかつた音楽を選択し、今、縦笛の練習に励まれているそうです。この聴講生制度の公募で、面接試験に合格し聴講生となったおじいちゃん、おばあちゃんは町で出会った子どもたちに声をかけられ先生よりも人気があるそうです。3月の卒業式のときに、このおじいちゃんたちにも卒業証書をあげてとの子どもたちからの強い要望もあったそうです。

この制度が実施され大人が教室にいる緊張感で、まず先生がかわり、学校も落ち着いた雰囲気にかわったそうであります。学校、家庭、地域での教育力を高め、教育日本一を実感できる中間市を目指して、ぜひこの制度の導入を考えます。教育長の見解を伺います。

ご答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（井上 太一君）

吉田教育長。

○教育長（吉田 孝君）

小中学校への学習支援ティーチャーの配置についてお答えいたします。

学習指導要領の改訂に伴い学習内容が増え、個々の教師の力量の向上を図ることはもちろん、さまざまな教育環境の整備、見直しも今後ますます大切になってまいります。

中でも、最重点課題である学力向上の一つの取り組みとして、議員のご提案でもありますように、授業での複数配置の体制というのは子どもたちへのきめ細かな指導を実現する上でもとても重要な指導体制であり、学力向上への有効な手段の一つであると認識しております。

チームティーチング授業につきましては、市内各小中学校に1名、または2名ずつ指導方法工夫改善教員という名称で配置されております。その先生方が中心となり、各教室での授業がより効果的に行われるよう可能な限り複数教師による指導体制が整えられるよう取り組んでおります。

具体的には、学習の達成度により 1 クラスを 2 分割あるいは 2 クラスを 3 分割し、複数の教師で指導する少人数授業を行っております。こういう指導方法工夫改善授業は、各学校年間 700 から 1,200 単位時間程度で行われております。

また、市の予算でゲストティーチャー派遣事業という地域人材派遣の取り組みを行っております。ゲストティーチャーというのは、地域の方で専門性のある特技をお持ちの方を学校に招き、チームティーチングとして授業の一部を支援していただくというものでございます。

幾つか例を挙げますと、音楽の専門家の方にコーラスの指導にかかわっていただいたり、プログラマーの方にコンピューターの扱い方の指導、福祉関係の方から車いすの使い方や手話のやり方などを指導していただいております。

さらに、本市においては小学校に学習サポーター制度を取り入れております。学習サポーター制度とは、近隣の大学生を学習ボランティアとして学校で活用するというものでございます。

具体的に申しますと、九州女子大学の教師志望の学生さんを学習ボランティアとして市内小学校に振り分け、授業での学習支援や教材づくり、学習環境づくり等をお願いしています。数年前にテレビでも中間市の取り組みとして紹介されましたように、算数科の小テストの採点やアドバイス、家庭科などでは家政科の学生さんが専門性を生かし、担任の先生とのきめ細かな指導が行われています。今も、120 名を超える学習サポーターに市内小学校で活動していただいております。

ただ、課題としては、大学生によるボランティアであり、学習サポーター、ゲストティーチャーともに指導内容が限られ、回数、時間数としては決して十分であるとは言えない実態があります。

したがって、定期的に、またより専門的に指導できる教師との複数配置の体制づくりを行うという点からも、議員ご提案の学習支援ティーチャーの配置については予算が伴うものでございますことから今後とも検討してまいりたいと考えております。

次に、小中学校への聴講生制度の導入についてお答えいたします。

現在、県内で聴講生制度を行っている市町村は 4 市町で、平成 17 年度から那珂川町、須恵町、平成 18 年度から古賀市、行橋市で行われております。

事業の狙いといたしましては、1 つ目に学校教育を生涯学習の基礎を学ぶ場としての再教育の場とする。

2 つ目に地域に開かれた学校の姿を求め、学校が地域をつくり地域が学校をつくるという関係を醸成する。

3 つ目に聴講生と児童生徒がともに生活する場や学びあう場を持つことで、聴講生には生きがいを提供し、児童生徒には思いやりと学習意欲の向上を期待する。

4 つ目に学習活動の場面によっては、聴講生も指導者として知識や技能を生かすことが

でき、より質の高い学習活動ができる等でございます。

議員のご指摘のとおり、聴講生制度は市民事業として、まだまだ歴史は浅いものですが、内容的に着目すべき点もあると考えます。ただ、先進地域の現状として、対象者の制限は特に設けていませんが、希望者のほとんどは高齢者であるようです。高齢者の学習の場の提供については、これまでの県や市の生涯学習事業等で実施されているところでございます。

また、現在、市の教育委員会で行っておりますゲストティーチャー事業や総合的な学習の時間等で地域との交流、また学校行事でさまざまな形で多くの高齢者の方との交流がなされているところでございます。開かれた学校づくりについては、それぞれの学校で学校公開日を設け、保護者や地域の方々に学校の様子を知ってもらう取り組みを行っております。

聴講生制度の導入については、1つ目に現行の授業や学校の取り組みで、また日常的に授業を公開しており、聴講生制度の導入についての狙いを包括していること、2つ目に小中学校の授業内容で聴講生が満足できるものとなるか疑問が残ること、3つ目は聴講生に事故があったときの対応等に課題があること等を考慮し、もうしばらく先進地域の実践の様子を学んでいきながら現行の市の事業の見直しを行ってまいりたいと考えております。

ただ、聴講生制度も軌道に乗ると幅広い意味で意義深いものがあると思いますので、将来的な展望を持って検討していきたいと考えております。

○議長（井上 太一君）

中尾淳子さん。

○議員（11番 中尾 淳子君）

大変ありがとうございました。9月議会での市長答弁の中に学校教育環境整備等を積極的に展開していく。若い人が安住できる教育行政の充実を図るとのお話がありました。校舎の耐震補強工事や、体育館の改修、トイレの改善工事等、教育環境整備も充実されつつありますが、施設の充実とともに人を育てるための施策を切望し、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

.....

○議長（井上 太一君）

次に、安田明美さん。

○議員（3番 安田 明美君）

おはようございます。中間クラブの安田明美でございます。通告により、質問させていただきます。

平成12年に介護保険が実施され、平成18年度に地域密着型サービスの創設など大きな法改正が行われ、今日に至っております。

中間市では、1期を3年とする高齢者総合保健福祉計画を策定し、この計画に基づき実

施されていることだと思います。この計画は現在4次で、平成21年度から23年度までの3カ年計画となっています。この計画の中で、特に入所施設の対応で、計画書では特別養護老人ホームですが、今次の計画では30床となっており、聞くところによるともう配分が決定しているとのことです。

そこで、1点目の質問でございますが、計画書の中で「入所待機者は多く」とあります。実態としてどのくらいの待機者がいるのかお尋ねします。

2点目に仮に多くの待機者がいる場合、この計画の3カ年で30床では不足するのではないかでしょうか。県の配分やその他の共同生活介護、小規模多機能型もありますが、充足できるかお聞きいたします。

2件目に地域包括支援センターについて、平成18年4月から介護保険法で定められた地域包括支援センターが設置され、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネージメントなどを総合的に行う機関として、総合相談ワンストップサービスを実施されてきましたが、地域包括ケア体制の構築のためには中学校区ごとに日常生活圏域設定を行い、業務の充実を図るべきではありませんでしょうか。ご答弁のほう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

中間市高齢者総合保健福祉計画につきまして、お答えをいたします。

介護老人福祉施設は、入所する要介護者に対しまして施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護及び日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上のお世話をを行うことを目的とする施設であり、当該施設は現在市内に2カ所、100床ございます。この施設への入所待機者は、本年7月末現在146人の待機者がおられます。

次に、施設の充足につきましては、本年度から第4期高齢者総合保健福祉計画に基づきまして事業を行っているところでございますが、本計画では介護老人福祉施設のほかに、平成23年度までに地域密着型施設としまして認知症対応型共同生活介護事業所を2カ所、また小規模多機能型居宅介護事業所を1カ所設置する予定でございます。

認知症対応型共同生活介護事業所は、認知症の方を共同生活住居におきまして家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上のお世話、機能訓練を行うことで利用者が自立した生活を営むことができるようする施設でございます。1ユニットの定員は9人であり、2ユニットで計18人の受け入れが可能となります。

また、小規模多機能型居宅介護事業所は、「通い」を中心として利用者の様態や希望に応じて隨時「訪問」や「泊まり」を組み合わせましてサービスを行う施設で、定員は25人でございます。これら2つの施設を合わせ合計で43人の受け入れが可能となる予定でございます。

議員ご指摘のとおり、数字的には介護老人福祉施設の入所待機者をすべてを受け入れることはできませんが、介護老人福祉施設は地域密着型施設とは違っておりまして、市外にある施設にも入所できることから、30床の増床と地域密着型介護事業所とを複合的に組み合わせることで入居待機者の解消につながるものと思っております。

いずれにいたしましても、急激な施設の建設や増床は介護給付費の増加、ひいては介護保険料の上昇につながるものであり、慎重に検討すべきものであるとの高齢者総合保健福祉計画作成検討委員会の意見を踏まえ計画を策定したものでございまして、今後もこの計画に基づき事業を遂行してまいる所存でございます。

次に、地域包括支援センターについてお答えをいたします。

地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に介護予防ケアマネジメント、介護保険外のサービスを含む高齢者や家族に対する総合的な相談、支援、被保険者に対する虐待の防止、また早期発見等の権利擁護事業、支援困難ケースに対するケアマネジャーへの支援の4つの事業を地域において一体的に実施する中核的機関として設置をしております。

これは継続性・一貫性を持った介護予防のケアマネジメントの実施や、地域で生活を継続するための各種相談への対応など、地域包括ケアをワンストップで担う拠点として創設されたものであります。

平成20年度老人保健健康増進等事業として地域包括ケア研究会が開催され、平成21年5月厚生労働省老健局からその報告書が公表されました。その中で、地域包括ケア体制とは「おおむね30分以内に駆けつけられる圏域で、生活上の安全・安心・健康を確保するために個々のニーズに応じて医療や介護、福祉サービスを含めたさまざまな生活支援サービスが適切に提供できるような地域での体制」と提唱されています。

「中学校区ごとに日常生活圏域設定を行い」とのご提案でございますが、中間市地域包括支援センターでは市内を1つの生活圏域ととらえ、中立・公正・効率的に担当専門職相互の連携、協働はもとより、市内外の医療機関、介護保険事業者等の協力のもと、利用者に対しまして正確な情報提供、事案に対する迅速な対応を心がけ、先に述べました4つの主要な包括的支援業務を行っております。

中間市の地勢をあわせて考えますと、市内を4中学校区の日常生活圏域として設定するより、現状の1生活圏域としてとらえ地域包括支援センターを核とした包括ケア体制の推進を図ることがより望ましいものと考えております。

○議長（井上 太一君）

安田明美さん。

○議員（3番 安田 明美君）

ありがとうございました。再質問でございますが、介護老人福祉施設は市外の施設も入所可能でございます。

中間市近郊でどのくらいの施設があるのか。また、その施設を実際に利用されてる方はどのくらいおられるのかお聞きいたします。

○議長（井上 太一君）

山本介護保険課長。

○介護保険課長（山本 信弘君）

議員の質問にお答えします。

介護老人福祉施設は北九州市に43施設、それから遠賀4町に4施設、それから直方市に3施設、鞍手町に1施設の合計51施設でございます。

ベッド数にしますと、3,765床となります。

また、本年9月末現在における介護老人福祉施設の利用者人数でございますけども、本市の利用者人数は約143人おられます。市内の施設利用者が50名、市外の施設利用者数は93名でございます。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

安田明美さん。

○議員（3番 安田 明美君）

ありがとうございます。今、介護老人福祉施設に入所を希望する方が利用料が高くてなかなか入れないという経済的な不安も持っておられます、また違う面で介護施設で少ない自己負担額で24時間介護サービスを受けることができるのに、在宅で同じようなサービスを受けようとすると、とても高額な自己負担額となることもあります。

自己負担額だけで、論議することはできないと思いますが、家族からすれば「それならば施設へ」という気持ちにつながっているのが今の現状でございます。施設に入所した場合にどのくらいの自己負担額があるのかお聞きいたします。

○議長（井上 太一君）

山本介護保険課長。

○介護保険課長（山本 信弘君）

介護老人福祉施設に入所した場合の自己負担額でございますけども、利用者の要介護度や施設に若干の違いはありますけれども、平均的に要介護1から5までありますけれども、要介護3の方の額でございますが、1月の利用料が約25万5,200円でございます。そのうちの1割の2万5,520円が利用者の自己負担となっております。

それから、日常生活用費です、食費が約4万2,000円と居住費が約6万円、日常生活費として約6,000円となります。

以上によって、およそ1月に13万3,000円ほどになります。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

安田明美さん。

○議員（3番 安田 明美君）

今、13万円というのは個室対応の金額と思われるんですが、一般的に特養、今まで私が経験したところでは8万円から9万円なんですね、そのぐらいで安くて。24時間在宅で本当にもう介護はできません。これは、大変なことなんですが、やはり在宅よりも施設っていう見解の方が今多いっていう現状だけはわかっていただきたいと思います。

それと、介護保険事業計画によりますと、介護給付サービス料の見込みの実績の達成率ですね、今回も参酌標準があると思うんですが、それで中間市は参酌標準にのっとっていった場合に達成率は何%なんでございますか。

○議長（井上 太一君）

山本介護保険課長。

○介護保険課長（山本 信弘君）

参酌標準の達成率は、今ちょっと数字を覚えておりませんので後日報告したいと思います。

○議長（井上 太一君）

安田明美さん。

○議員（3番 安田 明美君）

よろしくお願ひします。やはり、介護保険料が、施設を増やすことは保険料との関係がありますが、やはり中間市に施設がなければ市外に皆さん入所してしまいますので、その分が保険料としてまた跳ね返ってきますので、一番いいのが地域型の分でございますので、中間市民がやはり、ここにも書いて、計画書ですか、計画書の中にも安心・安全で老後が暮らせたらということがうたってありますので、市民のニーズに合ったものを計画していただけたらと思います。

それと、次の地域包括センターでございますが、一応地域包括センター、ケアマネジメント機能を通して地域ケアのケアマネージャーの支援をしたり、利用者の生活に踏み込んで支援することが必要ということがうたわれております。

この機能をうまく使えば、利用者の実態を地域単位で把握した上で実態に基づいた地域の課題が行政にもフィードバックすると思いますが、町内会別、年齢別、人口統計は中間市のホームページで確認はできますが、校区別の高齢者人口と高齢化率の数字はお持ちでございますか。お願いします。

○議長（井上 太一君）

山本介護保険課長。

○介護保険課長（山本 信弘君）

第4期の高齢者総合保健福祉計画の作成時の数字ではございますけども、中間校区で高齢者人口が3,159名でございます。高齢化率は28.1%、東校区につきましては高齢

者人口が4,215名、高齢化率が27.7%でございます。それから、北校区につきましては高齢者人口が1,544名、高齢化率が23.7%でございます。南校区につきましては高齢者人口4,107名、高齢化率は30.5%でございます。

高齢化率が最も低い校区は中間北校区、逆に最も高い校区は中間南校区であります。本年10月末の中間市の高齢化率は現在28.9%を超えてる状況でございます。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

安田明美さん。

○議員（3番 安田 明美君）

今、高齢化率をお聞きしまして、やはり地区地区によって高齢化、過疎化になっていくかなと今思ってますが、やはり地域包括センターの機能をちゃんと使って行政にフィードバックできていただきたいと思いますし、聞くところによりますと、地域包括支援センターの運営協議会がありますですね、ここにもですね、ありますが、今それ現在、任期が切れておるんですが、任期が切れてて活用できるんですかね。

センター運営の最高決定機関っていうことを伺ってますので、それがなくて地域包括センターは大丈夫なんでしょうか。お聞きします。

○議長（井上 太一君）

山本介護保険課長。

○介護保険課長（山本 信弘君）

包括の運営協議会につきましてでございますが、2年間の任期で委員さんの方に協議してもらってるところですが、今年度は21年の9月末をもってちょっと任期が切れておりまして、この協議会というのは年2回通常行っておりまして、来年の2月に一応公募等を行いまして、3月からまた運営協議会を設置したいと考えております。

以上です。

○議長（井上 太一君）

安田明美さん。

○議員（3番 安田 明美君）

そんなに、中間市が市長もおっしゃっているように「元気なまちづくり」ということと、私も再三お願いしますように、「支え合い、ともに住み続けるまちづくり」のために地域が支え合うということが地域包括支援センターの体制なんですね。

それで、支援体制、自助・共助・公序という協働でのネットワークづくりをやっていただかないといけないのに、何か半年間もないでよく年2回だけの協議で、せっかくいいもの、地域包括センターワンストップサービスというところに本当に生かされてないと思われるんですね。

ちゃんと行政として、やはりそこに働く職員の気持ちをちゃんと持つていってほしいと

思いますし、市民の思いもワンストップサービスに行って、「ああよかったです」「相談してよかったです」というやはり関係をつくっていただきたいと思います。

新しいことを行うことではありませんが、今本当、地域包括センターは中間市こんだけ高齢化になっておりますので時間と手間はかかります。でも、地域と関係機関とが一緒に取り組みましたら、すごい力になると思います。

どうぞ、それを期待しまして私の質問とさせていただきます。本当に頑張っていただきたいと思いますし、若い人の、職員の力をどうぞ吸い上げてください。よろしくお願いいいたします。終わりといたします。

.....

○議長（井上 太一君）

次に、草場満彦君。

○議員（10番 草場 満彦君）

公明党の草場満彦でございます。通告に従い一般質問をいたします。

市庁舎の移転の考えについて質問いたします。

中間市の本庁舎は、昭和43年に建設されまして、既に40年が経過をしております。その間、市庁舎のある中間地区は、残念ながら商店街を中心として閉店が相次ぎ、活気を失っているのが現状でございます。

一方、蓮花寺地区には、昭和53年のダイエー中間店を皮切りとして、各種店舗が出店をし、さらには中央公民館やなかまハーモニーホールなど、公共施設も集積するなど、市の中心として発展を遂げております。

現在、全国的には無秩序に広がる都市郊外化を抑制するとともに、高齢者も歩いて暮らせ、安全で環境に優しい効率的なまちづくりを進めるためにコンパクトシティーという考え方方が見直されております。

このことからも、既に都市機能の大部分を集積しており、交通の利便性もよい御館通谷線沿いに市庁舎を移転し、JR中間駅前を中間市の顔としていくことについて市長の見解を伺います。ご答弁をお願いいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

市庁舎移転の考えにつきまして、お答えをいたします。

市庁舎本館につきましては、昭和43年に建築され、また、市庁舎別館につきましては、平成7年の建築となっており、本館につきましては、平成5年に大規模改修を行いましたが、耐震改修対象建築物となっております。

この耐震改修につきましては、現在、小中学校の耐震化工事を年次的に進めており、また、大規模改修から16年しか経過していないことから、平成21年度末における起債残

高も約1億4,800万円ございます。当面は他の公共施設の耐震化を優先的に考えております。

庁舎移転の考えにつきましては、別館建築の起債残高も平成21年度末で3億3,700万円あり、また事務処理の効率化や市民サービス向上のため、庁舎設備に多額の投資をしており、現在の庁舎の有効活用を図ることが財政的にも最善であり、移転は考えておりません。

JR中間駅前開発につきましては、隣保館の移転計画がございますので、その後どのような開発を行うかは、議員皆様方のご意見を賜りながら検討してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（井上 太一君）

草場満彦君。

○議員（10番 草場 満彦君）

大変短いご答弁ありがとうございます。結論として、本庁舎本館は耐震化はまだ完全ではないかもしれないけども、本館別館には起債残高が多額であるために、当面は本庁舎はこのまま使いたい、移転は考えてないということでおろしいでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

そういう財政面なこともあります、もう一つは、ご存じのように、当中間市、利用する土地がほとんどございません。土地利用というのは、今工場団地をつくろうかという動きがやっておるんですが、川西地区にああいうふうな土地がございますが、農振地域という調整区域になっておりまして、何といいますか、市街化区域、この市街化区域というのが大変少のうございます。それにその市街化区域を公の施設で市庁舎等々移転して、そういうふうな利用のできる土地の少ない市街化区域を公の施設で埋めるというその考えは持っております。そういう土地こそ民間活用して、中間市の活性化を図ってもらいたいと、そのように思っているところでございます。

○議長（井上 太一君）

草場満彦君。

○議員（10番 草場 満彦君）

答弁の中に、平成5年に本館の大規模改修をしましたとありました。この改修工事の内容を教えてください。

○議長（井上 太一君）

野上建設産業部長。

○建設産業部長（野上 忠良君）

お答えいたします。

平成5年、平成6年で、平成5年に別館建設に着手いたしまして、平成6年に本館改修をやっております。

改修の内容といたしましては、外壁の改修、既存のタイルを撤去しまして新しいタイルに張りかえる。それから既存の窓枠の内側に新規に窓枠をつけましてカバー工法を施工しております。

内部の改修でございますが、壁、床、天井、空調システムなどをやりかえております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

草場満彦君。

○議員（10番 草場 満彦君）

耐震化には関係のない改修工事ということですね。

○議長（井上 太一君）

野上建設産業部長。

○建設産業部長（野上 忠良君）

お答えいたします。

耐震化の見直しが出ましたのが平成7年でございまして、阪神・淡路大震災の後に耐震の見直しが行われております。で、この工事はその時点で終わっておりましたので、耐震化とは関係ないと思います。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

草場満彦君。

○議員（10番 草場 満彦君）

市長の答弁で、耐震化はほかの施設を優先すると。特に教育施設を優先して、その後に取り組んでいくというお答えでした。せめてほかの公共施設の耐震診断の時期だけでもお聞かせください。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

これも実施する時期がつかまればやろうかと、そんなふうに思っているところでございます。

○議長（井上 太一君）

草場満彦君。

○議員（10番 草場 満彦君）

まだたくさんの教育施設が残っておりますので、こういった公共の施設関係の耐震診断取り組むのは随分先のことかなと思っております。本庁舎は、災害時には防災拠点になり

ます。市民の方々の大事な生命と財産を守るために大きな拠点であるという部分を念頭に入れていただいて対処していただきたいと思います。

市長は、移転は考えていないというふうに明言をされました。私は、中間市の長期的なまちづくりという視点からも、蓮花寺地区への移転がまちの活性化にもつながり、市長がよくおっしゃる「元気な風がふくまち なかま」にもつながり、中間市の将来にも希望が持てるのではないかというふうに考えております。

市民の皆様から聞く庁舎への立地的な苦情の中には、交通の便が悪いと。車がないと行くことができない。車を持ってない方はタクシーを利用するしかない。また、河川敷の駐車場にとめたとしても、移動が、特に高齢者の方とか体調の悪い方は大変だというような苦情を聞いております。

これは私の意見ですが、耐震化が施されていないと。で、移転することによっての利点を考えましたら、まず交通の便がよいこと、JRにしても筑豊電鉄、バスも利用するこができます。公共施設が先ほど言いましたように集積をしていること。また周辺に店舗も多く、ついでの買い物等にも便利であること。このようなことから、人の流れができるることによって、より人が集まり、地域の活性化にもつながるものではないかというふうに考えております。

移転を考えていない市長から見れば夢物語に聞こえるかもしれません、私の移転の考えを話させていただきます。案として聞いていただければ幸いです。

庁舎別館は、私は移転は考えておりません。そのまま別館として利用したほうがいいと思います。現在ある東部出張所、これは必要ないと思います、移転すればですね。で、移転先に新しい箱物を建てようと、建設するという考えもございません。既存の公共施設を最大限に利用すべきだというふうに考えております。私は、本庁舎が移転することによって、先ほども言いました、今以上に人の流れができ、より人が集まり、中間市の活性化にもつながるものと考えております。移転先の本庁舎はハーモニーホールが最適かと考えております。

そこでハーモニーホールについての質問をいたします。

まず、ハーモニーホールへの市からの補助金の金額を教えてください、額を教えてください。それと、残っている起債残高と毎年の償還額を教えてください。

○議長（井上 太一君）

高橋財政課長。

○財政課長（高橋 洋君）

お答えします。

財団に対する市からの補助金ですが、平成20年度決算が1億6,414万円でございます。で、起債残高ですが、これは平成6年から3年間にわたって起債をしておりまして、土地の取得費を含めて、平成21年度現在、利子償還分を合わせまして約31億円の償還

残があります。また、単年度償還としましては約2億6,183万円でございます。

以上です。

○議長（井上 太一君）

草場満彦君。

○議員（10番 草場 満彦君）

あと、ホールと部屋の稼働率といいましょうか回転率、これを教えてください。それと、チケット及びホール使用の賃料による回収額をお教えください。

○議長（井上 太一君）

中村教育部長。

○教育部長（中村信一郎君）

主な部屋の稼働率につきましてお答えします。

平成20年度の主な部屋の稼働率につきましては、開館日数が306日になっております。大ホールが使用日数が121日で、使用率として39.54%、小ホールですが、使用日数が144日で、大体47.06%、展示室ですが、使用日数が125日の40.85%、ほかに会議室4室ございますが、これはいずれも70%を超えて利用率になっております。また、和室、これ3室ございますが、利用率としましては40%という程度でございます。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

草場満彦君。

○議員（10番 草場 満彦君）

使用賃料、この収入額も教えてください。

○議長（井上 太一君）

中村教育部長。

○教育部長（中村信一郎君）

平成20年度の事業収入としましては4,635万5,000円、内訳としましては入場料932万9,000円、体育施設使用料1,270万3,000円、文化施設使用料、これハーモニーホールですが、2,216万2,000円、会費としまして108万円、口座手数料108万1,000円というふうな内訳になっております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

草場満彦君。

○議員（10番 草場 満彦君）

決して黒字は望みませんけども、とても健全な運営ではないように聞こえました。反対に中間市にとってお荷物的な施設ではないかというふうにも今の答弁の数値から見ても

私は感じました。片や耐震化が施してなく、近い将来には最低でも耐震工事が必要かと考えられる本庁舎に、年間5,800万円以上もの経費がかかっていると。この5,800万円というのは、昨年私が12月議会で質問したときの答弁の数値でございます。

また、年間1億6,400万円もの補助金が出ている施設があります。この二つの、あえて無駄と言わせていただきますが、これを移転することによって一つにすると、財政の無駄も少なくなり、まちの活性化にもつながるものと考えられないでしょうか。

私は、ある識者の方から、福岡県内のある自治体、行政では、市役所のある敷地内に大ホールとか、あと図書館を備えてある施設があると。これからはコンパクトシティーの考え方でまちづくりをすべき時代であるというふうにお聞きしました。私自身もそのとおりだと思います。

市長におかれましては、「元気な風がふくまち なかま」実現のために、また将来にわたり夢と希望が持てる中間市のまちづくりのために、さらに努めていただくことを要望いたします。また、市庁舎移転も検討の価値があると再考していただくことを強く要望いたします。

この件につきましては、再度質問をさせていただきます。質問を終わります。

.....

○議長（井上 太一君）

次に、青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

日本共産党の青木孝子です。通告に従いまして、3点について一般質問をいたします。初めに国民健康保険の一部負担金減免について質問いたします。

国民の暮らしは、構造改革路線で貧困と格差が拡大し、2000年代半ばにはO E C D加盟国30カ国の中での貧困率は第4位となりました。ワーキングプアは1,000万人以上、生活保護世帯も110万世帯を超えております。

また、2008年10月30日に厚生労働省が発表した国民健康保険資格証明書の発行に関する調査で、国保世帯の18.6%、385万世帯が保険料を滞納し、そのうち33万世帯に資格証明書を発行し、3万3,000人の中学生以下の子どもが無保険状態にあることが明らかになりました。

中間市の状況は、平成21年6月1日現在、国保世帯の15.3%、1,241世帯が保険料を滞納し、そのうち233世帯に資格証明書を発行しています。資格証明書交付世帯に含まれる16歳から18歳の被保険者は5人います。

本来、憲法25条の「健康で文化的な最低限の生活」は、それを保障する制度が整って初めて実現されるのですが、国民皆保険制度を始め、社会保障制度それ自体が破壊され続けているのが現状です。

2008年7月10日、厚生労働省がまとめた医療機関の未収金問題に関する報告書に

よりますと、3,270病院で1年間に219億円もの未収金が発生しています。その最大の理由は、患者が医療費を支払うだけのお金がないほど生活に困窮していることだと指摘しています。病気になっても、病院で医療費が支払いできないために受診を諦めるケースも生まれています。ぎりぎりの生活を余儀なくされている人が病気や怪我をするとあつという間に生活の基盤を失いかねない重大な事態につながります。

病院の窓口で支払う医療費を減免できる国民健康保険の一部負担金減免制度、国保法第44条の運用を拡充すべきではありませんか。市長の所見をお伺いいたします。

次に、若者の引きこもりについて質問いたします。

若者を取り巻く状況は、大変厳しくなっています。就労問題に関しては、総務省の発表で年齢別完全失業率、15歳から24歳は9.9%、25歳から34歳は7.1%にものぼっています。

雇用状況では、派遣社員が多く、いつリストラされるかという不安を抱えており、その上、低賃金です。派遣で働いていてリストラされ、次の仕事もなく生活費が底を尽き、ホームレスになる若者も少なくありません。

このような就労や雇用状況では、精神的に本人も家族も追い込まれるのは当然のことです。自殺者は年間3万人にものぼり、30歳代からが増えています。これからの方々の将来はどうなるのでしょうか。人間らしく働く条件を一日も早く整えなければなりません。こうした社会状況のもとで、若者の引きこもりが社会問題になっています。

厚生労働省が2002年から2004年に行った実態調査で、18歳以上の引きこもりがいる家庭は全国で32万世帯、北九州市内では2,800世帯にのぼると推定されます。引きこもりの若者は、医療機関に行くことや生活環境の改善を家族や本人自身ではできなくなっているのが実態です。今日の中間市での引きこもりの実態をどのように把握していますか。

また、引きこもりの若者への支援・施策についてお伺いをいたします。

最後に、全国一斉学力テストについて伺います。

文部科学省は、1964年以来、43年間も中断していた全国一斉学力テストを2007年度から復活させました。全国一斉学力テストは、学校の序列化と競争教育をあおるものとして多くの教師や保護者、有識者から中止を求める声が上がっています。

文部科学省の全国一斉学力テストは、得点力を上げるためにテストの模擬練習や対策の授業にばかり力を割き、正規の授業時間数にテスト対策が食い込んでしまい、本来つけるべき力がつかないという事態さえ起こってきます。

また、成績のよい子が休むと先生が自宅まで迎えに行って受験させ、できが悪い子どもの答案用紙は教師が提出しないというようなことが行われました。

さらに問題なのは、学力調査のみならず、学習調査と称して人権侵害とも言える生活意識調査をしたことです。

また、採点とデータ処理を小学校はベネッセコーポレーション、中学校はNTTデータなど受験産業に委託していますが、民間に丸投げというのは余りにも無責任です。仮に実施するにしても、大学のセンター試験と同様、第三者機関を設置し、国が責任を持って企画・実施・管理すべきです。

来年の全国一斉学力テストは40%の抽出調査になると言われています。学校の序列化と、子どもと先生をますます競争と点数主義に追い込んでいく全国一斉学力テストへの参加はやめるべきではありませんか。教育長の所見をお伺いいたします。

以上で、第1回目の質問を終わります。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

国民健康保険の一部負担金の減免についてお答えをいたします。

国民健康保険法第44条に「保険者は、特別の理由がある被保険者で保険医療機関に支払う一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対し、一部負担金を減額あるいは免除することができる。」と定めております。

また、中間市国民健康保険給付規則第6条に、「特別な理由」といたしまして「各種災害等により死亡し、もしくは障害者となり、または資産に重大な損害を受けたとき」、「干ばつ、冷害、凍霜害——寒さや霜のことでございますが——凍霜害等による農作物の不作、その他これに類する理由により収入が著しく減少したとき。さらに、事業または業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。」と規定しており、制度的には医療費の一部負担金の減免は可能でございますが、本市の国民健康保険事業の財政状況は平成20年度決算では約7億5,000万円の累積赤字を抱えており、医療費の一部負担金減免の実施となりますと新たな財政負担となります。

国等からの財政的支援のない今の状況からいたしますと、一段と保険財政の悪化が懸念されますことから、運用につきましては災害等を除きましては困難であると考えております。

なお、厚生労働省は経済的理由により医療機関に医療費の窓口負担を支払うことができない場合には、費用の減免措置を受けられるよう国保を運営する市町村に対して来年度から財政的支援を始める予定でございます。

今年度中に国としての統一的な運用基準を提示し、モデル事業を実施するとされているようでございまして、本市におきましても今後の課題であると、そのように考えております。

次に、若者の引きこもり対策についてお答えをいたします。

まず、本市における引きこもりの実態に関しましては、ほとんど把握できていないのが現状でございます。ここで言う「引きこもり」とは「社会的引きこもり」と言われるもの

で、その定義によりますと「20歳後半までに問題化」、また「6ヶ月以上自宅に引きこもって社会参加をしない状態が持続」、「精神障害が第1の原因とは考えにくい」ものとされております。

このように、対象者が学齢児でもなく病気とも言えない状態であるがゆえに問題が顕在化しにくく、そのため把握が困難であることが理由に挙げられております。

また、この問題に対する本市の相談窓口が確立されていないことから、問題を抱えている家庭でどこに相談に行ったらいいのかわからないため、問題が沈潜化していることも考えられます。

しかしながら、少数ではございますが、障害者地域活動支援センター「パルハウスぼちぼち」に家族からの電話や来所による相談を受け付けた経過がございます。その際、県の保健福祉環境事務所の相談窓口を紹介したり、精神疾患が疑われるようなケースは専門医を紹介したりするなどの適切な対応をいたしております。

ほかに、保健センターにおいても同様な対応を行っているところでございます。引きこもりの問題に関しましては、複雑な要因がかかわっていることが考えられ、1つの課や係で対応しきれないケースも想定されます。家族からの相談や情報の提供につきましては、課や係の枠を超えて対処していきたいと、そのように考えております。

全国一斉学力テストにつきましてのご質問につきましては、教育長のほうからお答えをいたします。

○議長（井上 太一君）

吉田教育長。

○教育長（吉田 孝君）

全国一斉学力テストについてお答えいたします。

全国学力・学習状況調査につきましては、一昨年度から全国一斉に実施されております。本市におきましても、毎年参加しているところでございます。

この全国学力・学習状況調査の趣旨は、1つ目は各地域における児童生徒の学力・学習状況をきめ細かく把握分析することにより教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること。

2つ目は各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係において自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、そのような取り組みを通じて教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立すること。

3つ目は、各学校が各児童生徒の学力や学習状況を把握し、児童生徒への教育指導や学習状況の改善等に役立てることでございます。

のことから、各小中学校の児童生徒の教育課程における学習の定着状況や学習するまでの学習環境・生活環境を把握するものであり、あくまでも全国学力・学習状況調査の趣旨により小中学校が学習指導の改善・充実を図り、児童生徒の学力向上に役立てるもので

ございます。

また、本市においては成績結果を公開いたしておりません。したがいまして、全国学力・学習状況調査によって序列化し、子どもと先生を競争と点数主義に追い込んでいくことにはならないものと考えております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

まず、国民健康保険法第44条の適用について再質問いたします。

今、市長の答弁では、政府の方針もありまして、来年度に検討していくというような内容だったと思います。

しかし、私の近所に83歳の母親と2人暮らしの年金生活者がおりまして、母親は週3回透析をしている。そして、本人さんも複数の持病があって、血圧が高くて医療費が払えない、薬代が払えないということで病院に行くのを控えていると相談がありましたから、ま、それは大変なことだから、まず薬でももらいなさいというようなこともいろいろ話をしておりますけれども、やはりお金がないからということで行ってないというような相談も来ております。

ご存じだと思いますけれども、今年7月1日に厚生労働省が日本共産党小池晃参議院議員の国会質問を受けまして、生活に困窮する国民健康保険の被保険者に対する対応についてという国保一部負担金減免の積極的活用等を求めた通知を出しております。

先ほど、市長の答弁の中の通知かとも思いますけれども、他の自治体では先ほど中間市は災害、特別、農業で非常に収入が減ったと、そういうこととか、失業ということで適用がなされていますけれども、よそでは収入減、また所得が非常に厳しい、こういう人たちへの対応、運用もしております。

こういうことで、中間市は国保財政が厳しいからと、こう言っておりますけれども、全国どこでもそういう状況っていうのは当然です。しかし、一般会計からの繰り入れもないということで、中間市の場合は非常に厳しい状況となっておりますが、他も同じように厳しい中で収入減や低所得者の人を対象にこういう適用をしてるということですけれども、ぜひ中間市も来年を待たずに、即、こういう適用、運用できないか、市長にお伺いいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほどお答えをいたしましたとおり、国の動向を見ながらやっていきたいと、そのように思っております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

なかなか考えかわらないようですが、この対象の人たちっていうのは本当に我慢に我慢をしてそれでも行かないという人たちを一人でも二人でも救ってあげるという、その気持ちは市長にはないのでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

その気持ちは十分ございます。

しかし、先ほど申しましたようにいろんな事情がございます。そういう事情の中で、先ほどご答弁したように国の動向を見てやりたいと、そのように思っております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

いろんな事情っていうのは、具体的にはどういうことでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほど言いましたように、国保運営っていうのは大変厳しい状況になっております。

累積でも7億5,000万円という赤字を抱えておりまして、そういうことを含めて経営っていうのは大変厳しい状況でございます。その中で、また医療費一部負担ということになれば、大変私どももこの国保経営っていうのは大変厳しくなっていくと、そういうふうに思っております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

同じことの押し問答ですけれども、今後、繰り入れのことも含めて、前向きに検討していただきたいと思います。

そして、残念ながら福岡県のその適用は確かに収入減、それから低所得者の人たちを対象にしておりますけれども、その適用の人たちが非常に少ないとということで、金額も20万とか30万円ぐらいしか適用されておりません。

しかし、広島県では、こういう人たちを救おうということで、かなり適用しております。広島の場合は、こういう住民の人たちへの情報提供ということで、病院に窓口負担の減免制度、こうしたポスターを張って、こういうお困りの方はどうぞご相談くださいと、こういうようなことも取り組んでおります。

ぜひ、こういうことも含めて、一人でも二人でもそういう本当に大変な人たちを救ってあげていただきたいと思います。

日本国憲法は、すべての国民は等しく生きる権利を有していることを宣言しています。人は本当にもう、低所得者になったり災害にあうということは本当に悲惨なことですし、そういう人たちに対してもすべて医療を受けれるということは人間の尊厳にかかわることです。

中間市の決意がありましたら、自治事務でありますから、ぜひこういう運用を前向きに検討よろしくお願ひいたします。

引きこもりについて、再質問いたします。

引きこもりにつきましては、その実態が見えにくいということで確かに全国の状況もそういうようなことです。先ほど、第1回目のときに申しましたけれども、先ほどの数字よりもこういう引きこもりの保護者の会からは100万人いるんじゃないかと、こういう数字も出てるぐらいにわかりにくいということです。

そういうことで、2008年11月の厚生労働委員会で、この若者の引きこもり問題が議論されまして、引きこもりの発生から経過年数が10年以上になっているのが23%を超えており、30歳を超えている人が3分の1ぐらいを占めています。

そして、何よりも、まず早期の発見、早期の対応ということが極めて重要と考える。このように政府の調査報告があります。まず、専門家が入り安心して相談しやすい場所があってこそ、解決の道につながるのではないかでしょうか。早期の発見、早期の対応ができる体制、相談窓口につきましては、先ほど、ぼちぼちとか保健センターというようなのですが、そうしたところで実際にそういう陣容も含めまして、そういう体制ができるかどうか、もう一度再度お尋ねいたします。

○議長（井上 太一君）

山本介護保険課長。

○介護保険課長（山本 信弘君）

議員の質問にお答えします。

先ほど市長のほうが答弁しましたように、まだ窓口が確立されてないということでございまして、こういう案件がパルハウスぼちぼちと保健センターに何件か入っているのは私どもも承知しているところです。

この引きこもりの問題につきましては、複雑な、先ほども言いましたように複雑な問題がいろいろかかわっているというふうに考えられておりますので、やはりまず第1にそういう世帯があるのかどうかの調査の方法が、うちのほうがまだそれほどノウハウを持っておりませんので、他の自治体にいろいろお聞きしまして、やれるものならやっていきたいというふうに思っております。

そして、窓口をどつか一本化してという話でございましたので、そこら辺はよく協議し

まして決定していきたいと思ってます。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

ご存じと思いますけれども、引きこもりの若者への支援というのは相談や助言、また指導、関係機関の施設や、また住居に出向いて行うと、医療や療養を受けることも助けると、生活環境を改善する、社会生活を円滑に営むために必要な知識・技能を修得、こうした保健事業が必要だというふうに私は思っております。

こうしたことっていのうは、本来は保健所の仕事だと思うんですが、もう残念ながら保健所は宗像のほうに対応が行ってしまって、保健事業っていうのはそこの水巻ではほんの一部の窓口になっております。

そういうことから、中間市の住民の人がそういう若者の引きこもりの相談の対応をどうしてもしていかないといけないということあります。

そういうときに、私もこういう人たちから相談受けましてね、ぼちぼちのほうに相談に行きました。何件か相談しましたけれども、そこのぼちぼちの人もこういう社会状況ですから非常に仕事が多くて大変な状況で、以前よりも体制が減っているようにありますしね、こういうところが、これから若者を救っていくという意味でも体制の充実が求められるのではないかというふうに考えておりますが、市長、どうでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほど申しましたそういうふうな対応できるような施設のほかに、私のほうは少年相談センター等々ございまして、そういうことも含めまして利用していただきたいなど、一本化してというその話でございますが、今、そういうふうなNPOに対するそういうふうな支援、これ今事業仕分けで何か凍結したような、何かそんな話も入ってきております。

先ほど言いましたように、こういうのは国あたりがちゃんとやるべきことでございますが、国自体がそういうふうな仕分け作業の中で活動費等々見直しということも出ておりまし、多方面にわたる事案でございますんで、何かあればご連絡いただければまた私どもも対応していきたいなど、そんなふうには思っておりますし、地域でそういうのがなかなか表に出てこないという部分もあるものですから、地域の民生委員さん、町内会長さんあたりに相談していただいたら中間市に連絡とれるような方法もあるかと、そんなふうには思っているところでございます。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

いろいろとあっちゃこっちゃと飛んでるんですけれども、やはりこういう人たちへの対応っていうのはある程度専門的な人じやないと、できないと思うわけですよね。

そういう意味では、保健センターの仕事もいろいろあって大変、少年相談センターの方もそれなりに頑張っております。講演会もしたりしておりますけれども、やはりそこ、あちこっちじやなくって、今のところ、ぼちぼちのようなところで少しでも相談ができたらいいかなと、そして保健所につないでいくっていうね、その仕事にやっていただけたらというふうに思います。

そういう意味でも、今のはちばちでの職員の体制では大変かなと思いますけど、その点について、今、先ほど市長に聞いたんですけども、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

検討させていただきたいと、そのように思っております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

北九州市に、仕事に行かず自宅で過ごす状態が長時間続いている引きこもりの人や家族への支援拠点となる引きこもり支援センターというのが、北九州市のウェルとばたに開所しております。これは福岡県、県内初めてということですけれども、ぜひ中間市がそういうこと、開所というのは厳しいでしょうけれども、ぼちぼちの体制を充実しましてね、そういうところにつなげたりとか、保健所のほうにつなげたりとか、ぜひ日本の将来を担う若者が自立できる、若者の引きこもり施策の推進をぜひ考えていただきたいというふうに思っております。

最後になりますが、学力テストについて教育長に再質問をいたします。

先ほど、もうもう、一斉学力テストについて、目的というのも3点ほど挙げられておりましたけれども、私が思いますには各学校の学力水準については既にほとんどの自治体が独自に学力テストを実施していて、子どもたちの状況、今の学校内の状況っていうのは把握しながらこれまで教育行政やってきたのではないかというふうに考えますが、教育長、お尋ねいたします。

○議長（井上 太一君）

吉田教育長。

○教育長（吉田 孝君）

今、議員の質問ですが、言わされましたように各学校もそれぞれやっております。

ただ、本市だけではなくやはり他市とのうちの生徒たちの学力がどうであるか、また先

生たちの指導力がどうであるかということを把握するためには私は必要ではないかと思つております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

そういうことでは、教育課程実施状況テストっていうのを2001年度、2003年度に全国の小学生・中学生を対象にやっております。また、2005年度には高校生を対象に実施して、子どもたちの学力実態調査というのはできております。

そういうところを見まして判断、我が校、我が子どもたち、生徒たちをどうかなというところでは判断できるのではないかというふうに考えます。

そういう意味では、わざわざ先ほど申しましたように一斉学力テストの弊害というのもろもろ挙がっておりますので、そこら辺については検討の余地があるのではないかというふうに思いますが、教育長のお考えをもう一度お尋ねいたします。

○議長（井上 太一君）

吉田教育長。

○教育長（吉田 孝君）

今、本市におきましても、やった結果をどうこうという、序列をつけるとか、そういう弊害のあるようなことは一切やっておりません。

我々は教師としてどれぐらいの教育力を持ってるか、また子どもたちにどれだけの教育をしているかということを把握するためには、私は先ほども申しましたようにぜひ必要であると思っております。序列をつけたり、競争化するとか、そういう考え方で行っているわけではございません。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

今度の学力テストについて、新日本婦人の会というところが、全国の保護者や、また小学生・中学生にいろいろアンケート、意見等々、感想なども述べていただいた集約したものがあるんですが、その中にやはり公表していないと言いましても県別の順位なども出されておりますね。

そういう中で福岡県の、ここは中学生ですかね、こんなふうに言ってます。感想をですね。生活指導の先生から、H中は県内で2番目に悪い、しかも福岡は全国でも一番悪い——実際は40位ということだったらしいんですが——と言われ、やる気がなくなる。こういうことを言っています。

また、ここはちょっと遠いんですけども、秋田の小学生から、1年間、学力のために補習を受けて大変だった。先生が怒りやすくなかった。テストの前にテストのための予備テ

ストをたくさんしたというように秋田の子どもたち言ってるんですが、秋田県というのは第1位だったということなんですね。

そういうことで、本当に子どもたちっていうのはそういうことで翻弄されてる実態が出てるんじゃないかというふうに思います、そういう子どもたちの声をどんなふうに受けとめるんでしょうか。

○議長（井上 太一君）

吉田教育長。

○教育長（吉田 孝君）

まあ、そういう子どももいるかもわかりませんけども、私自身は、全体的に子どもたちは1点でも本人たちは点数を上げたいという気持ちは多くの子どもは持ってるんじゃないかと私自身、そう感じております。

また、今言った秋田県と本県との違いがあるということでございますが、それにつきましては、秋田県は県全体で挙げましてお金を随分使って今1番になっているような状況でございます。

福岡県も今、県下、全校やってるわけでございますが、何とか我々は子どもたちに基礎的な学力をつけて、そしてその中で自分が国のテストを受けてどれぐらいとれるだろうかというふうな、社会に出たときにまず僕は基礎的な力を持つてやるのが我々の仕事だと思っておりますので、このテストも1つの私は子どもたちの点数を把握すること、それから教員の教育力を上げるためにには私はぜひ必要だと思っております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

今、福岡県は今度40%の抽出ということで、福岡県教育委員会は「これはぜひ全校でしたい」というふうな方針を出しておりますよね。そして、予算を市町村と協議をしていくと、こういうふうなことも言っております。

こうして、事業費、政府は50何億円ですかね、使いましたけれども、こういう予算がありましたらね、今教育長が言われましたように子どもたちの学力を上げるために先生を増やすだとか、いろんなことの施策のほうが先決ではないかというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（井上 太一君）

吉田教育長。

○教育長（吉田 孝君）

先ほどもお答えいたしましたように、生徒に補習学級をしたり、それぞれ各学校で子どもたちの基礎学力をつけてあげるように各学校努力をしております。

また、今言ったようにお金の件でございますけども、福岡県につきましてはまだまだ全県下やるわけですが、予算については各市町村に相談をするという話はあります、全然まだ詳しい話は出てきておりません。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

今の文部科学大臣は、記者会見の中で、今年の10月9日に「この学力テストというのはちょっと問題があるんじゃないかな」と。というのは、こんなふうに書いてますよね。要するに、「個々の学校が、何かその成績を上げることだけに競争し合うみたいなことになって意味がないというふうに思います」ということで、一生懸命やってるということは全く否定するものではないが、その点数だけを上げるということは本来の教育目的とは違うのではないかと、このように、今の文部科学大臣は言っておりますけれども、その点についてちょっと誤差があるようになりますが、どういうふうに受けとめますか。

○議長（井上 太一君）

吉田教育長。

○教育長（吉田 孝君）

今、競争をあおるもんではないと先ほども言いましたように、私は先ほど申しましたように自分の基礎学力がどの程度とれるのかということが一番、まず自分が知って、それによって自分自身が努力をするというような形でやる手段として、こういう学力テストも必要であると私は感じております。

また、教師もやはり教育力のある教師、またそれに足りない教師もあると思うますが、それによって反省をする中に自分の指導力を高めていくため、子どもたちだけではなくて、教師の指導力も高めるためにも一つの僕はこれは手段だと思っております。意味がないとは思っておりません。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

今、中間の子どもたちの状態、まあ、全国どこでも共通する問題だと思いますけれども、学級崩壊とか不登校問題ということで先生方も皆さん頭を悩ましていると思いますが、こうした問題を解決するにはね、どうしても学校の先生が必要だというふうに思うわけですね。

学力テストの費用を使うぐらいなら学校の先生を増やせと私は強調したいところですが、実は県内のっていうか、全体がわかるんですが、市町村でお金を出して先生を雇用しているというところの調査表があるんですけども、残念ながら中間市は一人もおりません。

しかし、近隣にはこのようにいますよ。直方市では小学校で12名、中学校で3名、宮

若市では小学校3名、中学校1人、芦屋町は小さい町ですけれども小学校5名、それから中学校2人、遠賀町は小学校に1人、岡垣町は小学校に4人、中学校に1人、水巻町には小学校5名、鞍手町には小学校3名、中学校3名と計、この中では33名と10名の雇用をやってるわけですよね。

この表を見まして、本当に中間市は遅れてるなというふうに私は痛感しました。常任委員会でも常にハードの面も非常に力を入れて頑張ってくれますが、やはり教育予算が少ない、ソフトの面で予算をぜひ増やしてくれというのが皆さん議員の意見です。

こういう意見もいろいろ委員会に参加しながら感じたところですが、この表を見ましてね、本当に残念に思っております。ぜひ、来年の3月の予算では先生を増やすということで検討していただきたいと思いますが、財政措置のことですので、市長にお考えを伺いたいです。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

ほかの市、町、大変努力されているようでございますし、私も教育——子どものそういうふうな教育に対しては負けておられませんので、うちも頑張っていきたいなとは、そんなふうには思っております。

また、23年度から英語が小学校5、6年に入ってまいります。そういうことも含めまして、教育長とも話しながら対応させてはいきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

最後に、市長は、少子化対策といいまして、乳幼児・児童の医療費の年齢拡大というようなことも非常に頑張っております。「いずれは中学生までしたい」というようなことも答弁されておりますけれども、ぜひ学校の先生を、本来なら国やら県が出すとこでしょうけれども、本当に残念ですが、中間の本当に急ぐこともないそういう事業の見直しなども含めて、予算を教育委員会のほうにつけていただきたいというふうに思います。

これで質問を終わります。

.....

○議長（井上 太一君）

この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時52分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（井上 太一君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。まず、宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

日本共産党の宮下です。質問通告に基づき一般質問を行います。

まず、入札制度の改善についてあります。

この問題については、これまでに幾度となく取り上げてきました。それは、公共事業をめぐって全国的に談合疑惑が発生し、工事費をつり上げ、不当な利益をむさぼるなど、国民から大きな怒りを買いました。

こうしたことから、国は透明性、公正な入札を行うために、指名競争入札より一般競争入札へ移行するように指導を行ってきたところです。この指導に伴い、各自治体で改善が実施されているようあります。

我が中間市におきましても、今年度より条件付一般競争を試行的に実施するとしています。今、この中間市で試行的に実施をされた入札について何件行い、そして、それについての評価はどうであったか、これについて市長に対してお伺いをいたします。

次に、太陽光パネル設置への助成措置についてあります。

地球温暖化抑止は、一刻の猶予もならない人類的課題です。I P C C（気候変動に関する政府間パネル）、これは異常気象など地球規模に起きている気候変動に関する国際的な機関であります。この問題を討議する国際的機関です。

ここが、地球温暖化の被害が取り返しのつかないレベルになるのを避けるには、産業革命、1850年ごろ起きてきたわけですが、これ以降の気温上昇を2度以内に抑えることが必要だと指摘をしています。

こうした中で、温室効果ガスの削減に当たって、先進国の積極的な責任が求められているところは周知のところです。これに対して新政権は、1990年比で2020年度までに25%削減を打ち出して、国際的にも大きな評価を得ているところです。こうした目標を実現していく上で、国内の温室効果ガス総排出量の8割から9割を占めている産業界の実質的な削減が進むかどうかだと考えられます。

この問題では、政府が産業界に対してどのような指導力を發揮するのかが問われているところです。温暖化対策は、エネルギー消費のそのものを削減、効率化させる省エネルギーの取り組み、温室効果ガス発生を減少させていくと同時に、再生可能エネルギー、いわゆる自然エネルギーへの転換を進めることも重要です。

この面では、日本は当初、先進国であったものが、自公政権が住宅用太陽光発電に対する補助を打ち切る中で、2005年にはドイツに世界1位の座を明け渡し、2008年にはスペイン、韓国を下回る6位に低迷というありさまです。

今年2月、自公政権は補助を復活させましたが、新政権は、さらにこの電力買い取りを倍額にする措置をとり、取り組み姿勢を強めています。中間市も、政府のこうした取り組

みに呼応して、温暖化対策、環境対策の一環として補助措置をとるべきだと思いますが、市長の見解を伺いまして、第1回目の質問を終わります。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

まず、入札制度の改善についてお答えをいたします。

本年度から試行しております条件付一般競争入札に関しましては、下水道工事2件を対象とし、8月に告示を行い、9月24日に入札をいたしたところでございます。この入札におきましては、おのおの8社ずつの応募がありまして、落札率はそれぞれ92.5%、93.18%となっております。

また、今回の条件付一般競争入札の試行における評価といたしましては、入札の告示日から入札日までに46日を要したことから、事務等の見直しなどにより、所要日数の短縮を図ることが必要であると考えております。また、落札率につきましては、指名競争と比較いたしまして幾分低下をいたしております。

今後は、さらに入札参加の門戸を広げ、入札の透明性及び公平性の確保が図れるよう、一般競争入札の導入に向けて慎重に進めてまいりたいと考えております。

次に、太陽光パネル設置への助成措置についてお答えをいたします。

近年、地球温暖化の要因の一つと言われております二酸化炭素などの温室効果ガスの削減に向けて、日本を初め世界中の国々が取り組みを始めております。

京都議定書におきまして、日本は2008年から2012年までの5年間に、1990年比で温室効果ガスを6%削減するという国際的な約束をいたしております。また、新政権においても、国の中期目標といたしまして、2020年までに温室効果ガスを1990年比25%削減することを世界各国に表明をいたしております。

太陽光発電は、年々深刻化するエネルギー資源枯渇問題の有力な解決策の一つとして、また、地球温暖化の要因の一つとされる二酸化炭素の排出がなく、地球温暖化防止に貢献できるクリーンエネルギーとして注目をされております。

住宅用太陽光発電システムの設置にかかる費用は、1キロワット当たり70万円程度と言われ、その発電量は、年間1,000から1,100キロワットアワーと言われております。

また、個々の住宅の屋根の形状、面積等によって異なりますが、現在、一般家庭の設置平均は3.6キロワットと言われており、それで計算いたしますと、年間の発生電力量は3,600から4,000キロワットアワーとなりますことから、その設置費用は250万円程度かかることになります。

住宅用太陽光発電システムの設置補助金につきましては、国の補助制度といたしまして、1キロワット当たり7万円の補助額となっており、これは1キロワット当たり70万円程

度の設置コストの1割補助となっております。

最近では、地方自治体独自でシステム設置補助金を交付しているところもございまして、県内では、福岡市、北九州市、久留米市など10の市町が独自の補助事業を実施いたしており、補助額も1キロワット当たり2万円から5万円となっており、1世帯当たりの補助限度額は8万から20万円と各自治体で、さまざまな設定になっております。

また、地域の経済効果につきましては、太陽光発電システムの設置工事を市内業者が施工することで、活性化につながってくるものと思われます。太陽光発電システムの設置が、二酸化炭素削減のための効果ある施策の一つであることは、十分承知をしております。

しかしながら、平成20年度に、本市は地域省エネルギー・ビジョンを策定し、ウォームビズ・クールビズ、エコドライブ、やっちゃんエコライフ、ごみの減量・資源化など、さまざまな省エネ行動によるエネルギーそのものの消費を抑制する取り組みを推進することといたしておりますこと。

また、現在、行財政改革で財政再建に取り組んでいる最中でありますことから、太陽光パネル設置に伴う助成につきましては、現在のところは考えておりません。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

一つは、入札問題についてでありますが、先ほども市長も言われておりましたけども、この入札を透明性、それから公正化を図る、こういうことについては、これまでも市長は一貫して表明をされてきたところですね。にもかかわらず、この入札の条件付一般競争入札の導入については、慎重にしなければというような表明に終わっているわけです。

中間市も含めて、筑豊8市と言われているところは、中間を除いてすべてやっているんですよ。この条件付一般競争入札を導入しているんです。中間市が、これをなかなか導入しないっていうのは、一体、ためらわせているのは一体どういうところにあるのか、ちょっとこれお伺いしたい。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

議員さんもご存じのように、当中間市、大きな基幹産業等々ございません。この中間市の雇用創出、また経済を支えておりますのは、地域のそういうふうな小さな企業でございまして、ご存じのように、今、長期化する経済状況の中で、私どもといたしましても、地域のそういうふうな経済を支えております業者の健全育成と、こういうことも、仕事の一つとなっているところでございます。そういうこともかんがみあわせまして、一般競争入札導入につきましては、少し考えて慎重にやっていこうかなとそんなふうに思っているところでございます。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

中間市は小さな企業がほとんどだと、多いと、こういうふうに言われるけど、そうすると今、中間、いわゆる筑豊8市ですか、こういうところもある、中間よりも財政力の強いところもあるでしょう。

しかし、中間よりまだ小さいところもあるじゃないですか。つまり、中間市だけが特別な条件にあるということじゃないということですよ。それに対して、あえて慎重にというところが、いま一つ納得がいかんわけです。

しかも、試行的にするということで今、2件やられたということなんですが、試行的に条件付一般競争入札をやったということは、その条件付一般競争入札を導入する準備もできているということでしょうが、実際に2件行っているわけですから。それに対する準備を十分整えてやっていると思うんですよ。

つまり、導入する条件は十分に整っているのに、これをやらない。何か市長に特別なものがあるんですか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほど試行ということで検証した結果、入札に至るまで46日と、大変日にちがかかつております。そういうあたりの改善も含めて検証しなければいけませんし、先ほど言いましたように、大変厳しい状況の中で、市内業者育成、これはみんなで競争し合う、これは言われるようにいいかもしれませんけどもが、低価格でたたき合う、そういうことが、この地域の活性化につながるのかなという思いも少しはあるわけでございます。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

この競争入札については、例えば、透明性、公正さを図るということについては、国もこういう方向でいきなさいよというそういう指導、県も何回もあってると思うんです。

しかも、この筑豊8市の中で中間だけがまだやってないという。こういう特別なところは、中間市だけが条件が特別だということではないと、先ほども私も言いましたけども。

だから、そしてもう一つ言いますよ。この夏、下水道の入札で談合疑惑があつて、そして、それが参加している業者を全部取りかえて、そして再度、入札を行つたという事件が発生をしていますよね。つまり、それが8月ですよ。

だから、そういう時期と今、この46日かかったというのが、ちょうどその時期で大変だった、そういう状況もあるんじゃないかと推察はするわけですが、つまり指名競争入札

をやっている間、こういう談合疑惑が引き続いて起こるということじゃないですか。現実、それを示しているじゃないですか。

しかも、もう一つ言いますと、今まで中間市は最低価格を公表していました。これを試行的な条件付一般競争入札ではこれを外しています。それはなぜかというと、もうこれはほかの市町村でも起こつておるんですが、最低価格を出すと、もう、その企業が自らの努力をしないで、とにかく最低価格に全部投じると。そこで、くじ引きで当てるというような安易な入札のあり方、これは企業のためにも決してよくないと、こういうことで最低価格の公表をやらなくなつたと、これはそれなりに私はうなづけるところがあるんですが、そういう努力をやっているんですよね、市は。

にもかかわらず、条件付一般競争入札を導入しないというのは、これはもう理が通らない。しかも、さつきからも言いますが、試行的にすでに行っているということは、条件付一般競争をやるという前提の上に立つて、これやっているわけでしょうが。

あとは、市長が、よしやろうと、そこに腹を据えるかどうかでしょう。条件付一般競争入札に移行する準備は、もうできているわけですから、これはもう市長の姿勢にかかつると言ってもいいんじゃないですか。その辺市長、その姿勢、ぜひ立つてください。いかがですか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

言われることも十分私どもはわかりますし、先ほど言いましたように、これはまだ検証しなければいけませんし、検証した結果、契約課の体制等々もございます。今、少人数でやっておりまして、そういうことも含めて体制の見直し、また、こういうふうないかに効率的にやるかということも検証しながら、対応をさせていただきたいなと思っております。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

確かに、指名競争入札よりも、こういう条件付ではありますが一般競争入札をするというのは、私たちはプロじゃないからよくわかりませんけども、大変だということは聞いています。

だから、今の陣容でできるかといったら、いろいろ大変なこと、無理なところもあるかもわからない。それについては、必要な人員対策をすればいいことです。

ただ今、市長の頭の中にあるのは、これは太陽光パネルのところで言われよったけども、行革云々とこういうふうに言われります。しかし、行革というのは何のためにあるんですか。いわゆる市民サービスを落とさずに、いかに庁舎の仕事、これを効率よくやるかということじゃないんですか。そのことと、この入札のいろんなさまざまな条件と合わない

ということにはならないと思うんですよ。

だから、本当にやるという方向で、やるという方向だったからこそ試行的にも行ったわけですから、これはもうぜひそこを貫いてほしいというふうに思います。いかがですか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほど言われましたように、私どもは、最低制限価格っていうのを今回、公表しないようにしております。そういうことも含めて、十分競争の原理というのはできるんじゃないかな、達成できるんじゃないかな、そのように思っているところでございまして、試行ということでちょっと検討させていただきたいな、また、そんなふうに思っています。

○議長（井上 太一君）

小南副市長。

○副市長（小南 哲雄君）

先ほどの議員さん言われました下水道の工事における談合情報が寄せられて、下水道事業を停止したというようなことを言われましたけど、それは下水道事業じゃなしに、水道の設計委託業務じゃなかったかな（「ああ、水道だったか」の声あり）、ちょっとそういうふうに記憶しておりますけど、それちょっと訂正だけさせていただきます。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

いずれにしても、談合があったということにはかわりないわけですから。その指名競争入札というところでは、やっぱりそういう弊害が起きてくる、そういう要素が非常に高いということは示しているんじゃないかなというふうに思います。

今、市長も、いろんな指名競争入札する上で、いま一つ改善というか、超えなきやいけん問題があるというふうに言われておるわけですけども、これはぜひ3月まで時間的にもありますから、これぜひ超えて、本当に中間市が筑豊8市の中において、ここだけがやってないというような状況、情けない状況をぜひ改善してほしい。

それから、いわゆる太陽光パネルの補助制度についてであります、これは今、市長も答弁にありましたけども、幾らかの自治体、まだ多くはないんですけど、ぼつぼつと増えているという段階ですよね。その中で補助措置もさまざま、2万円から5万円という形でこれは起こっているということです。

しかも、これが中間市よりも財政状況がいいところばかりかといったらそうじゃないんです。市もあれば町もあるんです、そういう自治体もやっているわけでしょう。問題は、市の取り組み姿勢がどうなのかということなんですよ。それでしかも、私が言いますのは、冒頭言いましたように、温暖化対策っていうのは、大きくはいわゆる産業界ですよね、

8割から9割占めているというんだから。だから、これはもう国の責任で、それ、やり上げていかないけん。

ただ、私がここでなぜ太陽光パネルということを言っているか。自然エネルギーというのは太陽だけではありませんけれども、ほかのもありますけど、いわゆるそういうことを通して、国民、中間市では市民ですね、市民の皆さん方が、こういう環境問題、それから含めて、温暖化対策に対して非常に関心を示してくる、そのことがやっぱり世論づくりになっていくし、それが産業界もそれにやっぱり押されていく、そういう大きな役割を果たすんじゃないかということですよね。

だから、しかも、市長も認めているように、これは中間市内の業者でできることですから、件数はどのぐらいになるかわかりませんけども、一定の企業の活性化にも役に立つというようにも言われておるわけですし、こういう市内の業者をやっぱり活性化を促すという点でも、大きなメリットもあるんじやないのか。

そして、しかも温暖化対策というのは、自然光、太陽光ですか、自然エネルギーだけの問題ではないと思います。先ほども言われたようにごみ問題、これについても大きな関心を寄せていく一つの役割にもなっていくんではないかと。

ただ、太陽光パネルだけの問題ではなくて、例えばよく言われるのが、生ごみを出していく。で、中間市が出していく上に非常に水分が多くて、北九州市に持っていく際に非常に大きな金額がかかっている。だから、これを水を落として、そしてそのごみ袋に入れていく、そういう対策も、環境保全のほうからも強く言われているわけですね。

だから、こういう問題にも、市民に積極的な方向を示していくんだと。だから、ただ、太陽光パネルだけの問題ではなくて、中間市における環境対策ですか、そういうものも全体的なものを考えていくということも大切なんじやないのか。そういう点から、今回、ちょっと私も強調させてもらっているわけですけどね。

で、財政的にもそんなにこれが大きなウエートを占めるものではないと。これは今までに取り組んでこられた自治体の例から見てもわかると思うんですよ。その辺では、やっぱり例えまう一つ、今、中間市は、世界遺産を抱えようとしているんでしょう。こういう大きなグレードアップが、中間市に寄せてこようとかしているわけですよ。だから、そういうところでの中間市が、一歩一歩、そういうグレードを高めていく内容を市政の場でもやっていかないかんのじやないかというふうに思うんです。いま一度、市長の考え方を聞きたいと思います。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

私の言いたいことは、もうほとんど言われまして、言いますように、パネルだけではない。ほかに、私どももごみの減量化等も含めましてボランティアの方含めて一生懸命取り

組んでおります、環境対策につきましては。

それで、どこかの市でございますが、こういうパネルの補助金足りなくて、くじ引きで決めたというようなそんな部分もありまして、それが本当に公平性になるのかなという感じがするんですけどもが、言われますように、そういうことに取り組んでいかないかんと、先ほど言った給水ポンプ場ですね、ああいうあたりも含めて、まちづくりを進めていく中で、きれいな町っていうこともあります、今から考えて取り組んでいきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

今から中間のまちづくりを進めていくということですが、そういう問題も含めて、市民が本当にこういういろんな環境対策の問題でも積極的に取り組んでいくような環境をつくりしていく、これも当局の役割じゃないかというふうに思いますので、積極的に前向きに取り組んでほしい、こういうことを言いまして終わります。

.....

○議長（井上 太一君）

次に、掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

公明党の掛田るみ子です。通告に従いまして、生活保護行政について一般質問をさせていただきます。

がけつ縁に立っている日本経団連の御手洗会長が、日本経済の現状をこのようにあらわしたそうです。先週末、ドバイショックを背景に円高が加速し、株価も急落、総務省が発表した10月の全国消費者物価指数は8カ月連続のマイナスで、政府のデフレ宣言を鮮明なものにいたしました。

今後、急速に進む円高がデフレを一層強めることも懸念されており、恐れていた景気の二番底が現実味を帯びてきました。

総務省の労働調査によれば、10月の完全失業率は5.1%と3カ月連続改善したそうですが、倒産や人員整理など、勤め先の都合による失業者は116万人と、前の月よりも3万人増加しているそうです。

また、昨年秋のリーマンショックによる失業者においては、雇用保険の失業給付が切れる時期が来ており、経済的困窮者のさらなる増加が見込まれます。こうした生活困窮者の最後のよりどころが生活保護であり、今後、保護課の窓口への相談者が急増することが予想されます。

さて、先月のことですが、1週間ほどの間に立て続けに2件、保護課職員に対するクレームが私のものとに入りました。私は、これまで保護課の皆様には大変お世話になってお

りますので、人情的にはかばってやりたい気持ちでございましたが、調べてみると、残念ながら保護課職員の職務の怠慢にほかならず、かばいようがありませんでした。

ご存じのように、生活保護制度は、憲法25条、生存権の保障を実現するための制度として、国民の最低限度の生活の保障と自立の助長を目的に創設され、日本社会の最後のセーフティネットとしての重要な役割を担っております。経済のグローバル化の波に翻弄され、日本経済の方向性が見出せない厳しい社会状況のもと、本市の生活困窮者を守り支えるために、憲法や生活保護法に基づいた適正な生活保護行政の執行が望まれます。

さて、行財政集中改革プランの「扶助費の抑制」の枠組みの中で、「生活保護の適正化」という項目がありますが、「適正保護」の趣旨はどのようなものなのか。また、平成17年度に集中改革プランが策定されてからこの間、本市の保護行政の中で、どのような取り組みがなされてきたのかお伺いします。

以上、ご答弁のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

生活保護行政についてお答えをいたします。

生活保護は、社会保障の中にあって、健全で文化的な最低限度の生活を保障するという、最後のセーフティネットであるということは言うまでもなく、憲法第25条の生存権保障において最も基礎的な制度でございます。

現在の経済情勢、雇用失業情勢は、100年に一度と言われるほどの危機的なものでございます。特に大きな問題は、いわゆる派遣切りと言われる、非正規雇用労働者の方々を中心に職を失っていくケースが非常に増えていることでございます。その中で、社会の安定を保障するために生活困窮者に対する社会保障制度の一部、例えば、雇用保険制度、低所得者に対する社会保障制度、生活保護制度の有する本来の機能を発揮することが、今こそ期待されているのではないかと、そのように思っております。

本市の保護の現状は、平成21年10月末現在、被保護世帯1,029世帯、被保護者数1,491人、人口1,000人当たりの保護率は32.45人となっております。

世帯類型別では、高齢者世帯496世帯、48.2%、母子世帯69世帯、6.7%、障害者世帯76世帯、7.4%、傷病者世帯176世帯で17.1%、他の世帯212世帯、これが20.6%となっております。高齢者、他の世帯、傷病者世帯が高い割合を示しております。

最近の面接相談の動向につきましても、他市と同様に高齢者の年金収入不足による生活相談のほか、若年者の離職による相談が目立っており、保護世帯数、人員とも、さらに増加していくのではと危惧しております。

生活保護の適正受給につきましては、議員がおっしゃるように、生活保護は、国民生活

の最後のセーフティネットとなる制度であり、その運用に当たりましては、保護を受けるべき人が保護を受けるという漏給防止、保護を受けてはならない人が受けるという濫給防止、保護を受けている人も、その人の能力に応じた自立を図るという自立支援が求められているところであります。

漏給防止対策の促進は、面接相談、申請時及び保護廃止時の適切な取り扱いが大切であり、そのためには、保護の相談時における助言指導及び要保護者に対する適切な対応が必要であります。

生活保護の面接相談に当たっては、相談者の状況を的確に把握し、その相談内容に応じて、他法、ほかの法律でございます他法・他施策の活用等について、適切な助言を行うとともに、制度の趣旨が正しく理解されるよう、懇切丁寧に説明を行い、生活保護の権利、義務の周知の徹底を図るとともに、相談者に対し、保護の申請権を侵害するような行為は厳に慎み、生活保護申請の意思を確認の上、申請の意思が確認された者に対しては速やかに申請書を交付するとともに、申請手続についての助言を行うよう指導を徹底しております。

また、要保護者に対する適切な対応といたしまして、要保護者を発見し、適切な保護を実施するため、急迫状態にある保護の相談に至らない生活困窮者に関する情報は、福祉事務所の窓口につながるよう、市民及び民生委員や各種相談員と連携を図り、情報収集に努めてまいります。

濫給防止につきましては、運営方針及び事業計画の周知徹底を図り、適正な運営に組織的に取り組んでおり、特に、就労指導の徹底については、稼働年齢層で阻害要因のない者については就労支援のプログラムを活用し、就労支援の強化を図っております。

収入調査の徹底については、収入申告書を定期的に提出させ、証拠書類により妥当性を検討し、疑義が認められる場合は、事業所等関係先の調査を行い、毎年7月に課税状況調査を実施し、適切な収入申告が行われているか確認を行っております。

制度活用の指導強化につきましては、年金受給及び自立支援医療の活用にかかる調査を適宜実施をし、適正な運営に努めております。

保護課につきましては、平成17年度に策定いたしました行財政集中改革プランにおきまして、「補助金等の整理合理化及び扶助費の抑制」が掲げられており、平成17年度以降につきましても、毎年、生活保護の適正受給について調査をしてまいりました。

平成20年度の実施状況につきましては、保護の開始時に関係先調査を徹底しており、年金・手当に関する調査91件、生命保険・簡易保険に関する調査1,167件、銀行・郵便局等機関の預貯金に関する調査1,098件、税務に関する調査119件、資産、収入に関する調査22件を実施いたしております。その結果、生活保護の開始105ケース、生活保護申請却下1ケースとなっております。

課税状況調査の徹底及び早期実施について、課税台帳、源泉徴収票などの閲覧調査を行

った結果、生活保護法第78条の不正受給の規定が適用されたものが30件ございました。

さらに、医療費の適正な支払いのため、内容点検等のレセプト点検を全ケース実施をし、過誤の認められるレセプトにつきましては過誤調整を行い、406万7,391円の扶助費を抑制いたしております。

今後も、本制度における「漏給・濫給の防止」を常に意識しながら、市民の理解と信頼を得られるような適切な助言・指導に当たるとともに、適正な保護の推進に努めていきたいと、そのように思っております。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

生活保護行政全般にわたっての丁寧なご回答、本当にありがとうございました。

再質問をさせていただきます。

改めまして、バブル崩壊後、国民生活の大きな変化に伴い、生活保護の制度の見直しが行われておりますが、その基本的な考え方、方向性はどのように変わったのかお伺いいたします。

○議長（井上 太一君）

溝口福祉事務所長。

○福祉事務所長（溝口 悟君）

お答えいたします。

平成16年度までは、生活保護補助金、在宅福祉事業補助金、地方改善事業補助金の3つに分かれておりましたが、平成17年度より自立支援プログラム策定実施推進事業、生活保護適正化事業、地域社会安心確保事業、ホームレス対策事業の4つに分かれております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

ありがとうございました。

生活保護制度のあり方に関する専門委員会の報告書によれば、困窮状態に陥った人が生活保護をなるべく早目に利用できるようにしたほうが生活再建も早く、長期的に見れば、財政支出の節約にもなるだろうとの考えのもとで、今まで入り口で徹底的に絞るという従来の運用から、利用しやすく自立しやすい制度へと運用の転換を図ったのが、その17年の改正であります。

で、行財政改革のもと、入り口で絞るやり方がいまだに継続していることはありません

か。田中課長にお伺いします。

○議長（井上 太一君）

田中保護課長。

○保護課長（田中 久光君）

生活保護制度につきましては、厚生労働省のほうからも指導がありまして、まず、困っている方々にすぐ生活保護制度を活用して行いなさいというような、先ほど市長が答弁申しましたような窓口の対応を徹底して今、行ってやっているところでございます。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

生活保護が経常経費の扶助費に当たり、生活保護の増加は経常収支経費の悪化を招き、財政にとっては好ましいことではありませんが、生活保護は生活に困窮する最後のよりどころであり、相談に見える方も緊迫した精神状態で来られるわけですから、保護の適用ができるできないにかかわらず相手の立場に立って、相談者の話に耳を傾けていただきたいと思うのであります。

そこで、生活保護制度のこの趣旨を再度、徹底していただきたいことと、窓口での真摯で誠実な対応の徹底をしていただきたいと思いますが、課長、よろしいでしょうか。

○議長（井上 太一君）

田中保護課長。

○保護課長（田中 久光君）

先ほど市長が答弁しましたのに基づきまして、それに基づきました対応をしてまいります。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

この制度の見直しがあった平成17年は、課長は保護課ではありませんでしたよね。平成16年12月に生活保護のあり方に関する専門委員会の報告書っていうのが出ておりますけども、制度改正の前に、これは課長は目を通されたことがありますか。

また、昨年8月に、総務省から生活保護に関する行政評価・監視結果に基づく勧告というのが出ておりますが、それは目を通されたことがありますか、2点聞きます。

○議長（井上 太一君）

田中保護課長。

○保護課長（田中 久光君）

申しわけございません。目を通したことがございません。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番　掛田るみ子君）

先ほどの報告書では、自立しやすくという視点から先ほど答弁にもありましたけども、自立支援プログラムの導入を各自治体に求めております。そして、昨年8月の総務省の分は、自立支援プログラムについて行政評価をしたものでありますので、ぜひとも後ほど目を通してくださいたいと思います。

その中で述べられているのは、自立とは就労自立、経済的自立だけを意味するものではなく、生活保護を利用しつつ日常生活そのものを営むこと。地域とのつながりを持ち、社会的に生活することが自立であると、自立の定義をし直しております。

そして、福祉事務所管内の状況や自立阻害要因を類型化した上で、自立支援プログラムを策定するという手順が示されております。生活保護は、所得保障給付だけではなく、自立支援サービス給付の二本柱で、今後、軸足を自立支援サービスに移していくとの方向性が示されているものです。

本市では、課長は読まれていないようでございますが、自立支援プログラムの策定をして実施をしているということであります、その状況をお伺いします。

○議長（井上　太一君）

溝口福祉事務所長。

○福祉事務所長（溝口　悟君）

お答えいたします。

就労支援プログラムによる就労支援の今年度ですが、4月1日から11月末までございます。57件の取り組みを行っております。そのうち自立された方が3件、勤務先の関係で2件、転出してございます。

以上でございます。

○議長（井上　太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番　掛田るみ子君）

平成18年より就労自立支援プログラムを行っており、平成21年より多重債務者生活再建支援プログラムを実施しているというふうに聞いておりますけども、多重債務のほうはどうでしょうか。

○議長（井上　太一君）

溝口福祉事務所長。

○福祉事務所長（溝口　悟君）

お答えいたします。

多重債務者生活再建支援プログラム実施要領を作成いたしまして、平成21年4月1日から施行を行っております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

これまで、これを利用した方の人数はわかりますか。

○議長（井上 太一君）

溝口福祉事務所長。

○福祉事務所長（溝口 悟君）

今年度は、まだ相談件数は1件もあっておりません。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

このような自立支援プログラムが扶助費の削減に一定の効果があるというふうに思われますか、感想をお聞かせください。

○議長（井上 太一君）

溝口福祉事務所長。

○福祉事務所長（溝口 悟君）

今現在の経済情勢から考えますと、当然、多重債務をされた方などのご相談も当然出でこようかと思います。ただ、これは生活保護だけではなく、高齢者、母子、障害者、そういう方々の相談の窓口も必要になってくるんじゃないかなと私自身考えております。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

ちょっと済みません。質問の趣旨と違って、効果が上がっているというふうに思われるかどうかということで、今後、これを続けて、この事業を続けたときに、扶助費の抑制のための一定の効果があると思われますかということですけど。

○議長（井上 太一君）

溝口福祉事務所長。

○福祉事務所長（溝口 悟君）

あると思っております。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

この事業に関しては、国の補助金が使われているようでございますが、その補助金の内容をお願いいたします。

○議長（井上 太一君）

溝口福祉事務所長。

○福祉事務所長（溝口 悟君）

補助金はすべて国庫補助になります。補助率は10分の10でございます。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

セーフティネット支援対策補助金で名称はよろしいですね。これが補助率10分10ですけども、この補助金の内容についてわかりましたらお願ひします。

○議長（井上 太一君）

田中保護課長。

○保護課長（田中 久光君）

就労自立事業といいまして、職安のほうから就労支援者、自立、生活保護の自立が目的でございますので、就労支援ということで、職安と提携結びまして、職安のほうから職員の方を1名来ていただきまして、その方の入件費として払っているものと、それと適正事業といいまして、レセプトの点検等についての補助金もいただいております。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

質問の仕方がちょっと悪かったようすけども、このセーフティネット補助金は、統合補助金として各部署をまたがって使える補助金であり、国から10分の10出るという大変有利な補助金であります。

で、自立支援プログラムを組むときに、この補助金が使えるというふうになっております。就労を今、就労支援の話が出ましたけども、就労を支える際には、広い意味での生活支援をしなければならないのではないでしょうか。規則正しい生活、正しい食習慣の確立、計画的なお金の使い方等、日常生活の自立支援プログラムが必要ではないかと思います。

また、医療扶助費の削減を目的に、在宅保護者のうち保健指導や栄養指導が必要と思われる家庭に対し、疾病の改善、健康維持のための資料を保健師がケースワーカーに同行して行うという生活支援プログラムの事例もあります。また、母子家庭の就労支援プログラムも必要かと思われます。

関係部署に協力を仰ぎながら、体系的に支援プログラムを構築し支援していくことが、長期的に見たときには扶助費の削減につながると思いますが、体系的な支援プログラムに対する見解をお伺いします。

○議長（井上 太一君）

溝口福祉事務所長。

○福祉事務所長（溝口　悟君）

お答えいたします。

今、議員がおっしゃいました母子自立支援プログラム策定事業等のことのございます。当然、福祉事務所といたしまして、必要な部分については保護課以外でも活用できるような体制づくりということで考えたいと考えます。

以上でございます。

○議長（井上　太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番　掛田るみ子君）

このプログラムは大変大切になってくると思いますので、ぜひとも充実をさせていただきたいと思いますし、これは要望ですけども、先ほど所長が言われましたように、多重債務も母子家庭の問題にしても、高齢者の問題にしても、被保護者に限ったことでなく、市民全般がかかる問題であり、全庁的に支援体制を広げていっていただきたいと思っております。

この自立支援プログラムを効果的に運用するために、担当職員の資質向上がとても重要な要素になります。で、ケースワーカーは社会福祉主事という資格が必要だということですけども、よろしいでしょうか。っていうことですよね。いいですね。済みません、確認ですけど。

○福祉事務所長（溝口　悟君）

そのとおりでございます。

○議員（9番　掛田るみ子君）

で、本市のケースワーカーは全員、この資格を取っておられますか。

○議長（井上　太一君）

溝口福祉事務所長。

○福祉事務所長（溝口　悟君）

現在、ケースワーカー12人中3名が資格を持っておりません。

○議長（井上　太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番　掛田るみ子君）

その3名に関しては、今後、資格を取るというふうに考えてよろしいんでしょうか。

○議長（井上　太一君）

溝口福祉事務所長。

○福祉事務所長（溝口　悟君）

高校卒業の方ですので、当然、研修を受けて、そういう資格を取ることになると思います。そのための予算要求をしたいと考えております。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

事前にいただいた資料によりますと、ことし、今年度、配置になった職員が資格を持っていないというのはわかりますけど、かなり何年もおられる方が資格を持っていない方が見受けられます。

これに対しては、やはり上司としてきちんと資格を取るように勧めるべきであると思いますし、市にもその予算要求をしっかりとしていただきたいと思いますが、再度、お願ひできますね。

○議長（井上 太一君）

溝口福祉事務所長。

○福祉事務所長（溝口 悟君）

予算要求、きっちりやっていきたいと考えております。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

じゃあ、よろしくお願ひします。

ここで、先般の新聞報道について少しお伺いしたいと思います。

記事によれば、中間市で生活保護費の不正受給があり、国庫負担金912万円を不当に受け取っていたということですが、この件について保護課長、説明していただけますか。

○議長（井上 太一君）

田中保護課長。

○保護課長（田中 久光君）

今年の6月11日に国の会計検査が入りまして、会計検査を保護課が受けました。その中で、1990年から2007年までの間、1,216万4,734円のうち3割分として912万3,000円の返還金ということになりました。

これは、不正受給で一括調定をしなければいけないところを事務処理の中で、返還を受けたものだけを調定として国庫金の精算をしておりましたので、その分の一括調定をやらないといけない分だけ、一括調定をしないといけないところを返還分だけを上げていきましたので、その分を指摘を受けたものでございます。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

その調定の仕方が途中年度から変わったというふうに伺ったんですけども、17年間も国庫負担金を不当に受け取っていたということは組織的な問題であり、やはり重大なコン

プライアンス違反と言えます。

新聞各紙に取り上げられ、市が受けたダメージは決して小さいものではないと思います。この不正行為に対する責任は、だれがどういう形でとるのでしょうか、市長の見解をお伺いします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

これはもう当然、私が管轄、統括しているわけでございますので、私の責任ということになりましょうが、事務処理が途中で変更したということも含め、また、調定の上げ方が間違っていて、こういうふうな事態を起こしております。

不正受給が発覚をしまして、その返還金をさせまして、本来なら不正受給分一括して国のほうに返さないけんというその流れでございますが、分割分納という流れの中で、分割して市のほうに返還された分だけ返していったという、その差額を今回指摘されまして、ああいうふうことになったという流れでございます。

今後は、十分そういうふうな事務処理というのは、適正な事務処理するように徹底させていきたいとそのように思っております。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

再度、防止のために、管理監督者として保護課長は職員にどのような指導を行いましたか、伺います。

○議長（井上 太一君）

田中保護課長。

○保護課長（田中 久光君）

国のほうから返還金についての取り扱いについて会計検査の中で指導を受けまして、担当職員に内容を説明しまして、間違いないような調定の上げ方ということを現在行っています。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

中間市職員倫理条例第5条に、任命権者の責務が述べられておりますので、ちょっと読ませていただきます。

任命権者は、公務員倫理及び法令遵守体制の確立並びに公正な職務の遂行の確保に資するよう、職員への研修の実施、市民への情報公開、本市に關係する業者への指導啓発を行うとともに、職員の遵守すべき事項を定める等必要な措置を講じなければならない。

とあります。

で、時代の変化に伴い法改正が次々になされており、この生活保護の制度についても、方向性が大きく変わっております。職員の資質向上のため任命権者である市長の責任のもとに、研修、特に他部署から配置になった管理職、また職員に対しての研修をしっかりとやっていただきたいと思います。

で、それに対する必要な研修経費、または資格を取るための予算をしっかりと確保していただくことを要望いたして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

.....

○議長（井上 太一君）

最後に中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

ほほえみ会派の中家多恵子です。通告に基づいて一般質問をいたします。

情報公開と市民参加のまちづくりについて、中間市でも附属機関等の設置及び運営基準に関する要綱が平成18年4月から施行されています。審議会等のあり方についてお伺いをいたします。

審議会の設置には、地方自治法第202条の3によるものや、第138条の4第3項によるもの、さらに法律または条例の規定に基づかず、市政に対する市民意見の反映等を目的にしたものがあります。

審議会を設け、市民の意見を聞くことは、市民参加のまちづくりにつながっていくことで大いに進めるべきだと思いますが、市民参加がうたわれておりながら、各種審議会委員会の構成者は、依然として団体割り振りや全く有名無実になっている休眠運営委員会もあります。そこで、各審議会、協議会のあり方について質問をいたします。

1点目、中間市の審議会等の設置数。2点目、公募委員が入る委員会数。3点目、年間の審議会等にかかる報酬、費用弁償ですか報償費ですか。4点目、女性委員の登用をおむね40%としておられるが、現状をお聞かせください。5点目、市議会議員は、法令に定める場合を除き原則として選任しないものとしていますし、平成10年に全国市議会議長会より、地方分権と市議会の活性化に関する調査研究報告書の中でも、議員の審議会等への参加の見直しという項目でも上げられていますが、現状をお聞かせください。6点目、審議会等の運営は透明性が高く、開かれた運営を目指し、公開や情報提供に努めなければなりませんが、会議の公開についての状況をお聞かせください。

大きな質問の2番目に移ります。

中間市においては、不適切な労働組合運動が長年にわたって続けられています。適正化に向けた今日までの取り組み状況などを伺います。

総務省は、地方公務員の職員団体、労働組合にかかる職務専念義務の免除等に関する

調査結果を公表いたしました。この調査は、平成19年10月から平成20年9月30日の期間における調査であります。

調査結果として適法な交渉以外などを含んでいる団体及び適法な交渉以外にも有休の組合活動を認めている団体として中間市が該当しておりました。全国には1,793の市・区・町村がある中で、この該当団体は69団体でありました。甚だしい常識外のこと想像もしておりませんでした。市民が聞いて納得するでしょうか。職員は市民の公僕であって、規律を尊び業務に専念することです。是正の取り組みについて市長に見解を求めて、1回目の質問を終わります。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

情報公開と市民参加のまちづくりについてお答えをいたします。

平成18年4月1日に施行いたしました「中間市附属機関等の設置及び運営基準に関する要綱」に規定しております附属機関は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律または条例により市が設置する行政執行のために必要な調停、審査、諮問または調査を行う合議制の機関でございます。

また、附属機関に準ずる機関といたしまして、有識者等の意見を聴取し、市の行政に反映させることを主な目的といたしまして、要綱等により設置する協議会、委員会、懇談会等がございます。

まず、審議会等の設置数につきましては、本年10月現在で44機関で、委員数は延べ568名で構成をされております。

次に、公募委員が入る委員会の数につきましては、公募による委員会等は5機関で、合計14名の公募委員が選任されております。

次に、年間の審議会等にかかる報酬の合計につきましては、中間市特別職職員の給与等に関する条例に基づきまして、支払い総額は平成20年度の決算で1,550万5,000円でございました。

次に、女性委員の登用につきましては、中間市男女共同参画プランに基づきまして、女性の委員の積極的な登用を推進し、平成25年度をめどにおおむね40%の登用を目指しておりますが、現在、女性の委員は44機関のうち36機関で登用されており、延べ153名でございまして、女性委員の登用割合は26.9%でございます。

次に、市議会議員の附属機関等への委員の選任につきましては、条例等に基づき、10の審議会等で延べ24名の議員が選任されております。

この要綱では、市議会議員は、法令に定める場合を除き、原則として委員に選任しないものとすると規定しておりますが、市議会議員の専門的知識や、また、市民の代表という幅広い意見などを勘案いたしますと、審議会等におきましては欠くことのできない存在で

あると考えております。

次に、審議会等の会議の公開につきましては、議員ご指摘のように透明性が高く、開かれた行政運営を目指し、市民参加のまちづくりを行う上で、市民の意見を反映させるため原則公開とし、個人情報にかかる場合につきましては、例外的に非公開としたしております。

今後も、審議会等の会議を公開し、その審議状況を明らかにすることによりまして、行政の透明性を高めるとともに、市民と行政の協働のもと、開かれたまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、組合活動についてお答えをいたします。

地方公務員法第35条には、「職員は、法律または条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその責務遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」と規定され、また、同法第55条の2第1項では、「職員は、職員団体の業務にもっぱら従事することができない。」と規定されております。

しかしながら、例外として勤務時間中において職員団体の活動を行うことができる制度といったしまして、同法第55条第5項、第6項及び第8項に、適法な交渉は、職員団体が指名した役員または特別の事情により、その役員以外の者が出席するときは、勤務時間中においても行うことができるとされております。

このほかにも、地方公務員法第55条の2、または地方公営企業等の労働関係に関する法律第6条に、職員が任命権者の許可を得て、組合の役員としてもっぱらその業務に従事するときは休職者として取り扱われ、その許可が効力を有する間は職務専念義務が免除されます。もちろんこの場合、在籍専従の許可を受けた職員は、その許可が効力を有する間、いかなる給与も支給されません。

さらに、在籍専従職員以外の職員が、勤務時間中に職務専念義務の免除を得て組合活動に一時的に従事する制度といったしまして、組合休暇と呼ばれる制度等がございます。

議員ご指摘のとおり、先ほど申し上げました地方公務員法第55条に規定しております「適法な交渉は、勤務時間中においても行うことができる。」とした、いわゆる「ながら条例」や一時的な組合活動のために設けられました無給の「組合休暇」の不適切な解釈や運用が県内の市町で行われていることが新聞で報道され、また、県議会でも取り上げられましたことは、私も承知いたしているところでございます。

本市におきましては、職員が行う組合活動に関しまして、「職務に専念する義務の特例に関する条例」第2条第3号に、「あらかじめ任命権者またはその委任を受けた者の承認を得たうえで、職員団体の業務に従事する場合、その職務に専念する義務を免除される。」と規定しておりますことから、この条例に基づく職務免除での対応といったいるところでございます。

しかしながら、この取り扱いが、本来、対象とならない組合活動での有給休暇を認めていると指摘され、同様の取り扱いをしております県内8市町の団体の一つとして新聞記事に本市が掲載されましたことは、非常に残念なことだと考えております。

のことから、現在、組合に対しまして過去の慣例を改め、新たな制度構築のための申し入れを行っているところでございます。

具体的には、現在、運用いたしております「職務に専念する義務の特例に関する条例」から組合活動に関する事項を削除し、合法的な組合活動を行う場合に限り、職務を免除することができる新規条例の制定を行うことと、1年間の取得限度を30日といたします無給の組合休暇を新設し、中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することにつきまして、協議を現在進めているところでございます。

なお、予定といたしましては、今後、精力的に協議を進めまして、次回の3月議会にはご提案をさせていただきたいと考えているところでございます。

確かに、公務員の労働基本権には、一定の制約が課せられておりますが、「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」とする服務の根本基準をかんがみたときに、住民からの理解の得られる制度でなければならないことは当然のことだと考えております。

今後とも、適正な制度の執行に努めてまいり所存でございます。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

今、ご答弁、いろいろいただきましたが、私は、先ほどの質問で、休眠中の運営委員会等があるということを一つ指摘させていただきましたが、次のことについてご答弁していただきたいと思います。

まず、市長、教育長に対して本当に素朴な質問でございますけれども、働く婦人の家の運営委員会の運営上のあり方や年間の実施計画、予算要望などについて審議し、行政との連携を図ってきた運営委員会がなくなったのはいつのことですか。それはなぜなくなったのですか。運営委員会の諮問や助言を受けることなしに、これまでどこでどのような運営方針や活動計画や予算の上程などについて決めてこられたのかお答えください。

それから、ご承知のとおり、働く婦人の家など公の施設の設置及び管理についての職務の遂行とその責任につきましては、自治法上も地公法上も、その重要性が強調されているところですが、とりわけ働く婦人の家のような社会教育施設の市民の利用に対しては、「社会の中において行われる教育は、地方公共団体はその奨励に努めなければならぬ。」と、教育基本法で明言しているのはご承知のとおりだと思います。

つまり、個性豊かな文化の創造を目指す社会教育の普及、市民が自分たちの手で地域社

会をつくっていく下からの活動に対して行政の側はこれを援助し、アドバイスしなければなりません。働く婦人の家の言わば市民サイドからの活動や助言を行ってきた運営委員会が事実上、廃止の状況にあることは残念というより、これを長期にわたって放置している市の態度に私は納得がいきません。

一体、運営委員会規則はどうなっているのか。運営委員会の再開に対して、直ちに手を施す努力を行うのかどうか、答弁をお願いします。

さらに、働く婦人の家を初め、社会教育施設をただ単に貸し館的な利用にとどめるべきではありません。利用者のみならず、これから施設を利用しようとする市民に対しても、普及のための運営計画の協議策定、運営委員会と利用者との交流を深めていくことも重要です。行政として、その活性化の促進に努力していくかどうか、あわせて決意のほどを伺います。

○議長（井上 太一君）

中村教育部長。

○教育部長（中村信一郎君）

働く婦人の家の運営協議会が、これは平成7年ぐらいから過去の人に聞いたんですけれども、協議会をしていないというようなことで、理由につきましては、議員ご存じのように、婦人の家というものが貸し館業といったものが主で、そうした事業というのが余りなかったということで、特に必要がなかったといったことで、その協議会を廃止したといったようなことでございました。

今後は、今、議員が言われたように、この婦人の家の運営につきましては、非常に大事なことでありまして、また、条例においても運営協議会を置くということになっておりますので、早急に立ち上げていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

次は、（「市長」の声あり）2つあったでしょう。いいんですか、それで。

○議員（1番 中家多恵子君）

いや、よくありません。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

今、教育部長のほうから、その必要性は認められたけれども、なぜ再開するっていうことです、立ち上げるっていうことです、答弁は。ですけれども、なぜ私の質問があるまで放置されていたかっていうことですよね。そのことについてはどのように教育長なり、それからまた市長なり、市長もあわせてご答弁していただきたいと思います。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

私も、この婦人の家のそういうふうな運営委員会、これが休眠中っていうのは、私、本当済みません、知りませんでして、これは議員言われましたように、あの施設っていうのは、中間校区内におきまして大きなウエートを占めております。

ああいう施設っていうのはございませんで、ああいう施設を利用しながら、私自身はその地域の活性化を図っていきたいなど本当に思っているところでございまして、そういう中で、運営委員会が設置されんずく放置されたままということで、私自身、大変申しわけなく思っております。

これは早速、設置するようにいたしますし、また、婦人の家も、地域の方々で大いに使っていただきたいと、そんなふうに思っております。中間校区の一つの拠点にしていただきたいなど、そんなふうな思いでありますんで、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

働く婦人の家は、市長が運営規則に基づいて再開するということで、市長のほうからもご答弁いただきましたので、予算措置を新年度にはとていただきたいということと、ただ単に中鶴地域だけの問題でなくて、働く婦人の家の位置づけというのが、日本全国働く婦人の家っていうのがあるわけです。

今は、当時、昭和55年ぐらいから、ずっと建ってこられていたわけですが、今では、女性の家とかそういうふうに名称が変わっていますが、名称はさておいて、やはりここに私はそこ、働く婦人の家に現在も役所の職員が配属されて仕事をされている。そして昨年、おととし役所のかつて部長職をされた方たちが、その任につかれておりながら、私のような素人でも、この条例を見る機会を持っているのに、この職務につかれた方が、働く婦人の家とは何という目的を持ってっていうことすら見られなかつたのか。

いつの間にか消えているから自分たちは知らないんだと。日々の職務に携わっておればいいと、日々の職務っていうやはりこれに基づいて仕事をされることじゃないでしょうか。

そういうことで、働く婦人の設置及び管理に関する条例施行規則には、中間市働く婦人の家の運営委員会の委員は10名の方をもってやるっていうことをきちっと位置づけられていますし、この目的は今、私は先に申しましたように、婦人の家の運営及び事業の企画実施に関すること、その他特に必要と認める事項っていうことで、運営委員会は委員10名以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命すると。その一つに女子労働者、学識経験者、関係行政機関の職員、その他教育委員会が適当と認める者。そして任期は2年。そして会長、副会長、これはここにずっとありますけれども。

ということで、私もかつてこの働く婦人の家が建設された当時、何期か委員をさせても

らったこともありますので、いつ途絶えたかもわからないような形でとらえられているものですから、ずっと予算をめくって考えてみたら、平成7年までは運営委員会が持たれているわけですね。そして平成8年から平成10年までは、予算だけで終わっておる。そして、平成10年は6名の委員さんで2万6,000円っていう予算を組まれて、そして平成11年度からは予算すら計上されてないという、そして今日に至っているということなんですよね。

ですから、平成7年度までは運営委員会があった。それとあわせて中間市に児童館は現在あるのかないのかですね。児童館についても、こうした中間市特別職員の給与等に関する条例の中には、児童館も入っているわけですが、児童館はどのようにになっているか、児童館は、もう施設としてはありませんけれども、簡単に。

○議長（井上 太一君）

溝口福祉事務所長。

○福祉事務所長（溝口 悟君）

児童館というのは、中鶴に以前あった木造のものだと思います。それは壊しまして、今、中鶴で児童センターというものをリンクをやりながら名称は残っております。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

児童館の委員会っていうのはないわけですね。ありますか。

○議長（井上 太一君）

溝口福祉事務所長。

○福祉事務所長（溝口 悟君）

済みません。ありません。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

まあ、ありませんならば、また、これはもう細かいこと、細かいことでもありませんが、こういうものの処理はきっちつとしていただきたいと思います。いいですか。

それから、附属機関等の委員名簿っていうのは一括してあるわけでしょうか、いかがでしょうか。どの課が。

○議長（井上 太一君）

松尾経営企画課長。

○経営企画課長（松尾 壮吾君）

経営企画課のほうで附属機関等に関しましては、いろいろ資料を持っておりますけども、一括しては名簿等は持っておりません。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

私、かねがね思っておりましたし、今回、質問するに当たって、どういう委員会がどういう開催状況をしているかということをおののおのの課に行かなければわからないわけですよね。

そういうことで、やはり私は附属機関等の委員名簿は一括、どこかで管理すると。そして、それぞれの担当課が集中してそこに報告すると、そういうふうにきちっとしていただかないと、いろんな点で支障を来す、そういうふうに感じましたし、そしていただいた名簿も縦あり横あり、いろいろなそこの形式でつくっておりますので、そういうことについては改めていただけるかどうか。

○議長（井上 太一君）

中野総務部長。

○総務部長（中野 諭君）

ご指摘のとおり、附属機関の委員の選任条件ですか、重複して3つ以上とか、そういうふたものがありますので、やはり今後は一元的に管理していきたいと考えております。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

一元的に管理していただくということですね。

それから、中間市のこうした私も昨日、教育委員会を議長とか下川議員もいつも傍聴されていますが、傍聴させていただきましたが、教育委員会の開催については、情報としてインターネット等でホームページで出していただきますけれども、そのほかでも、また12月にある子育てのほうですか、そちらも開催されるということを拝見しましたけれども、これが非公開の内容でなくて公開であるものについては迅速に公開されないといけないと思いますが、その統一的なものをきちっとされているのかどうか気になるところですが、いかがですか。

○議長（井上 太一君）

中野総務部長。

○総務部長（中野 諭君）

各審議会、委員会等につきましては、それぞれの所管の課が開催日時等を決定いたしますが、それについて、どこに報告するという規定がございません。

しかしながら、昨日から議会事務局の職員とも協議をいたしまして、今後、議員さん方へのそういう会議の周知といいますか、傍聴等に関しまして、議会事務局の職員のほうで情報収集という形を全庁的に呼びかけるという体制をとろうという協議を現在行っています。

るところであります。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

議会の私たちにその情報を流していただくことはありがたいことで結構なことですが、やはりこれは市民的にきっちと公開をしていただきたいと、そのように思うわけです。

例えば、お尋ねいたしますが、教育委員会、中央公民館の運営協議会が近々開催されるんですか、いかがですか。

○議長（井上 太一君）

中村教育部長。

○教育部長（中村信一郎君）

開催されますが。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

それは、いつ開催される予定ですか。

○議長（井上 太一君）

中村教育部長。

○教育部長（中村信一郎君）

中央審議会の開催につきましては、ちょっと今、日にちは覚えておりません。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

公開、非公開がはっきりしていないっていうことは、非公開とした会議もあります。それは事前にわかると思います。ですから、やはり教育委員会が教育委員会の開催を情報で流してください。そして、中間市次世代育成支援対策協議会ですか、これは12月の22日に開催するっていうことで、私はインターネットで知ったわけです。ぜひ傍聴させていただきたいと思うわけです。

ですから、中央公民館のこうした審議会は非公開ではないと思いますよね。ですから、そこを開催するに当たっては、どの場所で開催すると。たとえ傍聴者がゼロでも、そういうものを一つ一つ中間市がつくっていかなければ、市民と協働のまち、開かれた市政、そういうものにはならないわけですよ。

私が、この平成の21年にこういうことで議会で再々質問するっていうことが残念ですし、しかし改まるまでは、一つ一つを本会議や委員会で私は言わなければならない。市民から負託された議員として市政のすべてを市民が知って、初めてこの市政を愛し中間市を

愛して元気な風が吹くまちになる、そこではないかと思うわけですよね。

そういうことで、私は、けさほどはインターネットはまだ見ていませんけれども、中間市次世代は22日、同じ中央公民館も12月にあるっていうならば、直ちに公開をしてほしい。そういうことで、情報公開に対してきちっとしたものをそれぞれの職員の方は持つていただきたい。

そのためには、やはり一括したところで、きちっとするっていうことと、それからこの年に審議会の数は幾らあって、そして開催は幾らですと。非公開については何件ありましたとか、今年は開催しないものだってあります。そういうものが一覧で見られる。

そしてまた、皆さんはお忙しいし、傍聴に足を運ぶことができない方もいらっしゃるわけです。そういったときに、やはり役所としては審議会情報っていうものを流していただく。

先ほど、お昼休みに、議員の皆さんには議長の許可を得て配付させていただきましたけれども、やはりこれまでに開催された審議会、これはちょうど私はインターネットで見て、どこでも結構しているわ、さぬき市でもしていますし、これはちょうど長野県の中野市ですか、中間と同じような人口でしたけれども、審議会情報に関する詳細は各担当課にお問い合わせくださいと。2009年の11月27日現在で、今年開催されたのはこういう委員会ですよと。こういうその中に働く婦人家の運営委員会もあります。学校給食センター運営委員会もあるし、次世代育成の対策地域協議会もあります。その中に会議録も検索できますし、そして資料等ってということで諮問書とかいろんなものがここに入っているわけです。

ですから、こういうふうなことに、こういうふうってごく当たり前のことですけれども、この傍聴に足を運べない方に対しては、市民とやはり共有のものを持って、この町をよくしていくっていうそういうことで、そのためには、市長、よくおっしゃっていますホームページを今の状態では難しいようであれば、やはりそこには予算をつけて、こうしたものが、ほかの中間と同じ人口規模でやっているわけですから、長野県の中野市っていうところ、ここだけが特段しているわけではありません。たまたま私がホームページ、ずっとこういうのがありましたから、そういうことでやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

いろいろとはずかしい面ございます。言いますように、審議会が休眠状態、また、先ほどの質問等でもコンプライアンスの関係等々もございました。

職員が本当に何のために働いているのか。自分の仕事の果たしている責任といいますか目的っていうのを十分認識していただきたいなど。ただ予算がついとるから、その予算を

消化することだけということでなく、もう少し自分の仕事は、どういうその意味合いを持っているのかっていうのは、十分認識してもらわんないかんなとそんなふうに思っております。

そういう中で、今、ご指摘等々いただきましたことにつきましては、十分私どもも対応させていただきたい、そんなふうに思っております。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

最後に、組合のことについて、不適切な組合運動のことについて一言発言させていただきたいと思いますが、私は、新聞に報道されたし、総務省の全国一覧も読ませていただきましたし、総務省が平成18年の1月16日に、職員団体の活動にかかる職務専念義務の免除等についての通知、こういうものも読ましていただいて手元に持つておるわけですが、そして、なおかつ私は情報公開で中間市の実態をとらせていただいたわけです。この情報公開でとったこの数字には間違いはありませんですね。

○議長（井上 太一君）

白尾総務課長。

○総務課長（白尾 啓介君）

その資料というのは、昨年11月に市ほうが県ほうに提出した資料でございますので、間違いはございません。

以上です。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

これを読みますと、条例準則に定める業務として認められた組合活動、交渉、そういうのと相違ないものとあるわけですから、先ほど市長がおっしゃっていた内容にもあるんですが、合計してみると、水道局とかそれから単純労働っていうふうに分けていますが、それとこちらの一般職のほうと合わせますと、適法の活動としては、1年間通じて100人の111時間になります。そして適法でない、これは延べ213人の1,172時間になりますが、このことに対して市長、いかが思われるのか。

そしてまた、先ほど、こうした有休の団体が8団体というふうに聞きました。私も、その後にずっと調べてみたら、適法でないこと、ずっと中間市は長年やってきたっていうことですね。

そして、九州で117市あります中で、有休の団体としては6市なんですね。しかし、その中で市を問い合わせていきますと、福岡県を問い合わせしても、私の知る範囲では、豊前と中間だけが今なお残っている状態で、そして、当局の先ほどの答弁では、3月には

条例としてきちっとしたいということですけれども。

○議長（井上 太一君）

中家議員さん、時間がないですよ。

○議員（1番 中家多恵子君）

はい、わかっています。

私、最後に言いますのは、やはり職員の方は、市民の公僕であって市民の理解の得られる組合活動をしていただきたいと思うわけですし、市長の公僕でもない、市民の公僕であるっていうこと、市民の理解が得られる組合活動をしていただきたいということを申し述べますが、市長、ご答弁お願ひいたします。

○議長（井上 太一君）

最後でいいですか。

○議員（1番 中家多恵子君）

はい。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

もう、ええ、言われますように、住民の皆様方から理解の得られる制度を構築してまいりたいと、そのように思っております。

○議長（井上 太一君）

いいですか。これにて一般質問を終結いたします。

この際、5分間休憩いたします。

午後2時37分休憩

.....
午後2時43分再開

○議長（井上 太一君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2. 第46号議案

日程第3. 第47号議案

日程第4. 第48号議案

日程第5. 第49号議案

日程第6. 第50号議案

日程第7. 第51号議案

○議長（井上 太一君）

これより、日程第2、第46号議案から日程第7、第51号議案までの平成21年度各

会計補正予算6件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております平成21年度各会計補正予算6件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第8. 第52号議案

日程第9. 第54号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第8、第52号議案及び日程第9、第54号議案の条例改正2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております条例改正2件は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより条例改正2件を順次採決いたします。

議題のうちまず、第52号議案中間市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第52号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第54号議案中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第54号議案は原案のとおり可決されました。

日程第10. 第55号議案

日程第11. 第56号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第10、第55号議案及び日程第11、第56号議案の条例改正2件を一括議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております条例改正2件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第12. 第57号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第12、第57号議案公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております第57号議案は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の市民文教委員会に付託いたします。

日程第13. 第58号議案

日程第14. 第59号議案

日程第15. 第60号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第13、第58号議案から日程第15、第60号議案までの組合規約変更等3件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております組合規約変更等3件は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより組合規約変更等3件を順次採決いたします。

議題のうちまず、第58号議案福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第58号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第59号議案福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第59号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第60号議案福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第60号議案は原案のとおり可決されました。

日程第16．第61号議案

日程第17．第62号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第16、第61号議案及び日程第17、第62号議案の組合規約変更等2件

を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております組合規約変更等2件は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会付託の省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより組合規約変更等2件を順次採決いたします。

まず、第61号議案遠賀・中間地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び遠賀・中間地域広域行政事務組合規約の変更についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第61号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第62号議案遠賀・中間地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第62号議案は原案のとおり可決されました。

日程第18. 会議録署名議員の指名

○議長（井上 太一君）

次に、日程第18、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において安田明美さん及び片岡誠二君を指名いたします。

○議長（井上 太一君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午後2時50分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議長 井上太一

議員 安田明美

議員 片岡誠二